

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	ハラスメント撲滅に向けた取組について	職 員 課
2	市民会館跡地等活用事業の検討状況について	未 来 創 造 ・ 若 者 課
3	ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想（案）について	ゼロカーボン・ デジタルタウン 推 進 課
4	前庭トライアルサウンディングの実施状況について	資 産 経 営 課
5	小田原市地域防災計画の改正について	防 災 対 策 課
6	緊急消防援助隊に係る小型救助車の配備について	警 防 計 画 課
7	119番通報における映像通報機能の運用について	情 報 司 令 課

令和6年2月2日

ハラスメント撲滅に向けた取組について

1 概 要

これまでハラスメント対策として実施してきた研修や相談窓口の設置などに加え、新たな取組を行うことで「ハラスメントを起こさない・許さない」職場の実現に向け全力を挙げて推進していく。

2 ハラスメント対策担当課長の新設

令和6年1月1日付けの人事発令により新設

3 ハラスメント撲滅プロジェクトチームの設置

(1) メンバー

氏名等		備考
津野 香奈美 【座長】		神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション 研究科 准教授 本市ハラスメント対策推進アドバイザー
藤嶋 崇友 【副座長】		弁護士 本市職員コンプライアンス推進アドバイザー
石垣 由美子		本市ハラスメント対応相談員 (有資格: ハラスメントカウンセラー、ハラスメント相 談員Ⅱ種)
市 職 員	佐藤 和広	総務部副部長
	安藤 弥生	市民部管理監
	府川 良則	建設部副部長 (土木管理課長事務取扱)
	奥川 誠二	消防本部副消防長 (予防担当) (予防課長事務取扱)

(2) 検討内容

- ・ハラスメントを撲滅するための仕組みづくり
- ・これまでの取組の検証と対応
- ・定期的なアンケートの実施方法

(3) 開催日

第1回：令和6年1月23日（火）

第2回：令和6年1月31日（水）

※第3回以降は進捗状況に応じて随時開催

(4) 緊急アンケート調査の実施

職場におけるハラスメントの現状を把握するとともに、今後のプロジェクトチームでの検討の参考とするため、全職員を対象にハラスメントに関する緊急アンケート調査を実施（詳細は参考資料1－1のとおり）

(5) その他

令和6年3月末までに、上記検討内容の方向性や来年度の取組について取りまとめる。

4 外部相談窓口の設置

職員が電話やメールで外部へ相談できる窓口として、「ハラスメントホットライン」を開設（民間業者に委託）

(1) 委 託 先：ウェルリンク株式会社

(2) 開 設 日：令和6年1月15日（月）

(3) 開設時間：月～金（祝日除く）12:00～20:00

5 市長の動画メッセージの配信

ハラスメント撲滅に向けた市長からのメッセージを職員に対して配信

(1) 配信日：令和6年1月24日（水）

6 ハラスメント研修の開催

複雑化・多様化するハラスメントの近年の動向を理解し、職場に内在するハラスメント問題のリスクや対策の重要性を学び、ハラスメント対策に関する自らの役割を認識

- (1) 開催日：令和6年2月1日（木）、2日（金）
- (2) 講師：県弁護士会 弁護士
- (3) 対象：副部長級及び課長級（123名）

ハラスメントに関する緊急アンケート調査の結果

職場におけるハラスメントの現状を把握するとともに、今後のプロジェクトチームでの取組の検討の参考とするため、全職員を対象にハラスメントに関する緊急アンケート調査を実施した。

1 実施期間

令和6年1月23日から1月29日まで

2 対象者

3,910人（令和3年度調査 3,702人）

3 回答数

(1) 回答数 2,568人（令和3年度調査 1,791人）

(2) 回答率 65.7%（令和3年度調査 48.4%）

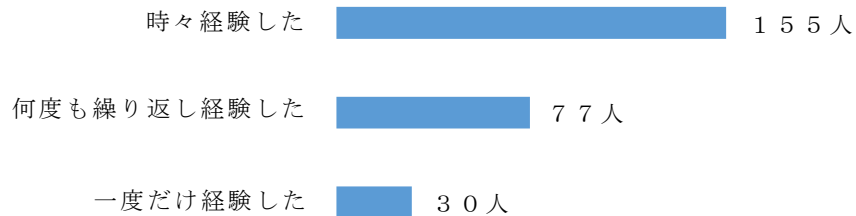
4 回答結果

(1) あなたは過去3ヶ月以内に、職場でハラスメントを受けたことがありますか。

はい  261人（10.2%）

いいえ  2,307人（89.8%）

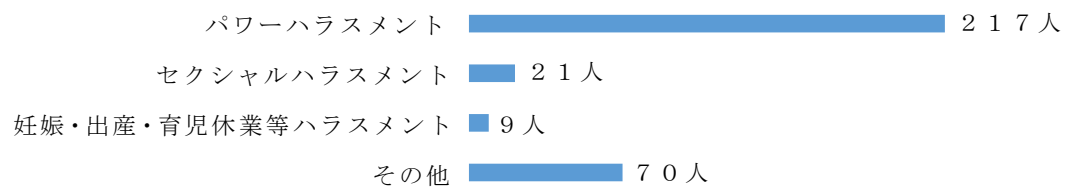
(2) (問1で「はい」と回答した場合) どのくらいの頻度でハラスメントを受けましたか。



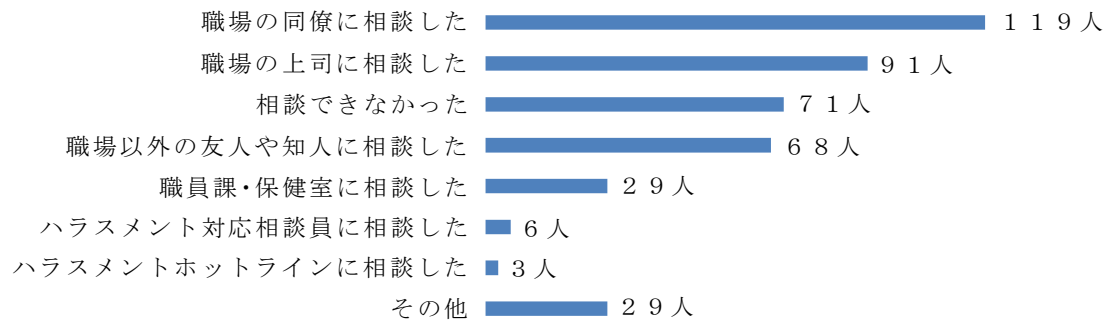
※問1が「はい」であるが、未回答4件あり。

※問1が「いいえ」であるが、「何度も繰り返し経験した」が1件、「一度だけ経験した」が1件、「時々経験した」が3件あり。

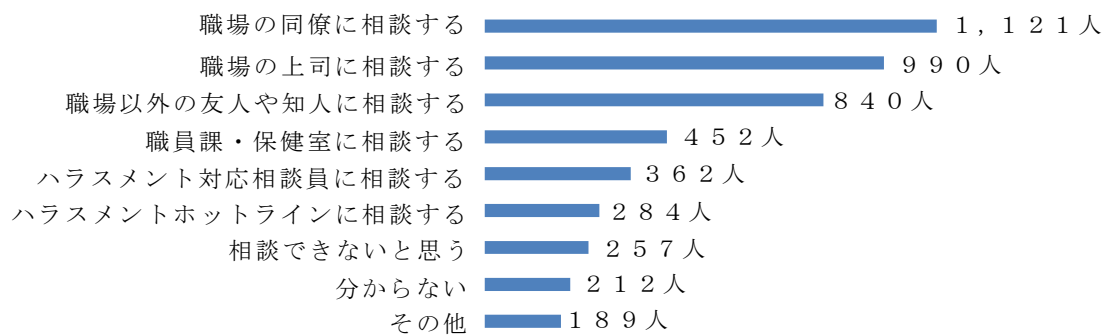
(3) (問1で「はい」と回答した場合) あなたが受けたハラスメントは以下のどれに当てはまりますか。(複数回答可)



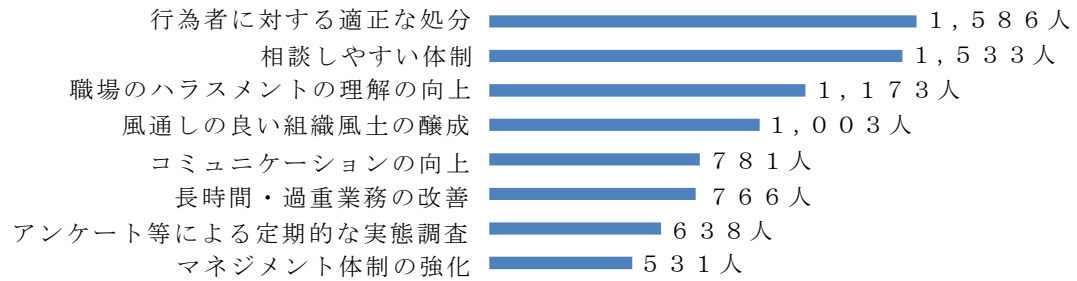
(4) (問1で「はい」と回答した場合) ハラスメントを受けて、あなたはどのような行動をとりましたか。(複数回答可)



(5) (問1で「いいえ」と回答した場合) ハラスメントを受けたとしたら、どのような行動をとりますか。(複数回答可)



(6) ハラスメント対策で最も効果的な取組は何だと思いますか。(複数回答可)

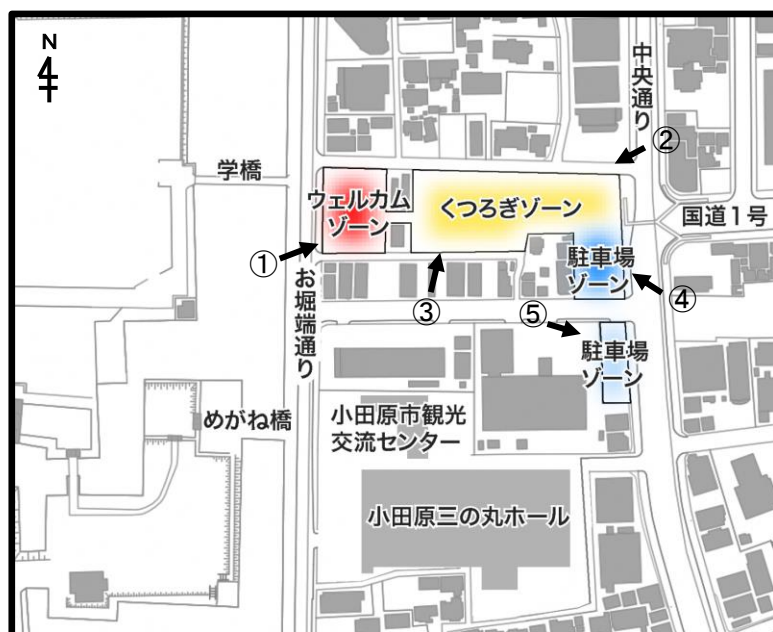


市民会館跡地等活用事業の検討状況について

1 目 的

令和5年（2023年）3月に策定した「市民会館跡地等活用計画」を踏まえ、市民や市内事業者等を対象としたワークショップの開催や、本事業に興味を示す民間事業者への意向調査を実施しながら、基本構想・基本計画の策定、及び概略設計を行い、持続可能な公民連携による事業スキームの構築を目的としている。

2 事業地



No.	区 分	所有	面積
①	本町臨時駐車場	市	1,119.26㎡
②	旧市民会館	市	3,368.83㎡
③	旧市民会館西側	公社	60.69㎡
④	旧市民会館南側	公社	666.56㎡
⑤	裁判所東側	公社	436.62㎡
合 計			5,651.96㎡

3 検討状況

(1) 「おだわら市民会館跡地OPENMEETING」

市民や市内事業者等を対象とした「おだわら市民会館跡地OPENMEETING」を開催し、参加者主体のグループワークショップの中で、整備着手前に実施するオープントライアル（社会実験）の概要をはじめ、本事業地に求められる施設（便益・修景・休養）機能を検討するなど、本整備に向けたイメージの共有を図りながら、基本構想の素案を作成する。

【開催日】

- ① 第1回 令和5年9月 9日（土）
- ② 第2回 令和5年11月18日（土）
- ③ 第3回 令和6年(2024年) 1月13日（土）

【参加者】

延べ63名

(2) 民間事業者への意向調査

本事業に興味を示す民間事業者への意向調査を実施し、対話を通じて、事業参入の意向や条件などを整理していき、令和6年度に予定しているサウンディング調査を踏まえ、公民連携による事業スキームを検討する。

【開催概要】

- ① 説明会及び現地見学会 令和5年10月13日（金）
＜参加事業者＞
8者（不動産業、造園業、サービス業等）
- ② 意向調査（個別対話） 令和5年11月7日（火）、8日（水）
＜参加事業者＞
9者（不動産業、造園業、サービス業等）

(3) 庁内検討会議

本事業地周辺の施設管理者との連携方策をはじめ、公民連携による事業スキームの構築に向け「おだわら市民会館跡地OPENMEETING」や「民間事業者への意向調査」からの意見や課題等について調査及び研究を行い、課題解決策を検討する。

【庁内検討会議メンバー】

企画部未来創造・若者課、総務部資産経営課、文化部文化政策課、

経済部商業振興課、経済部観光課、建設部みどり公園課 など

【開催日】

第1回 令和5年7月25日（火）

第2回 令和5年9月20日（水）

第3回 令和5年11月28日（火）

【検討事項】

- ① 民間事業者が参入しやすい財産区分（普通財産・行政財産）
- ② 民間事業者が求める公共機能の導入
- ③ 民間事業者が収益施設等を立地する場合の条件（貸付料と貸付期間）
- ④ 公共機能を有する広場や駐車場などの維持管理費

4 今後のスケジュール（予定）

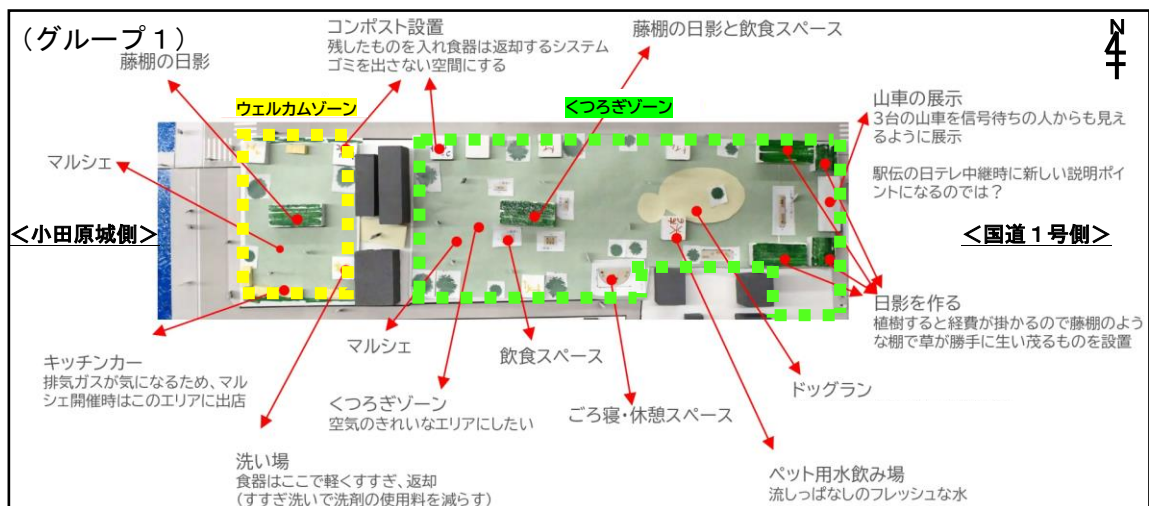
令和6年3月	基本構想（案）の作成
5月～	サウンディング調査の実施
6月	基本構想の策定
8月	旧市民会館解体撤去工事完了（予定）
9月～	オープントライアル（社会実験）の実施
12月	基本計画策定・概略設計
令和7年度	整備着手

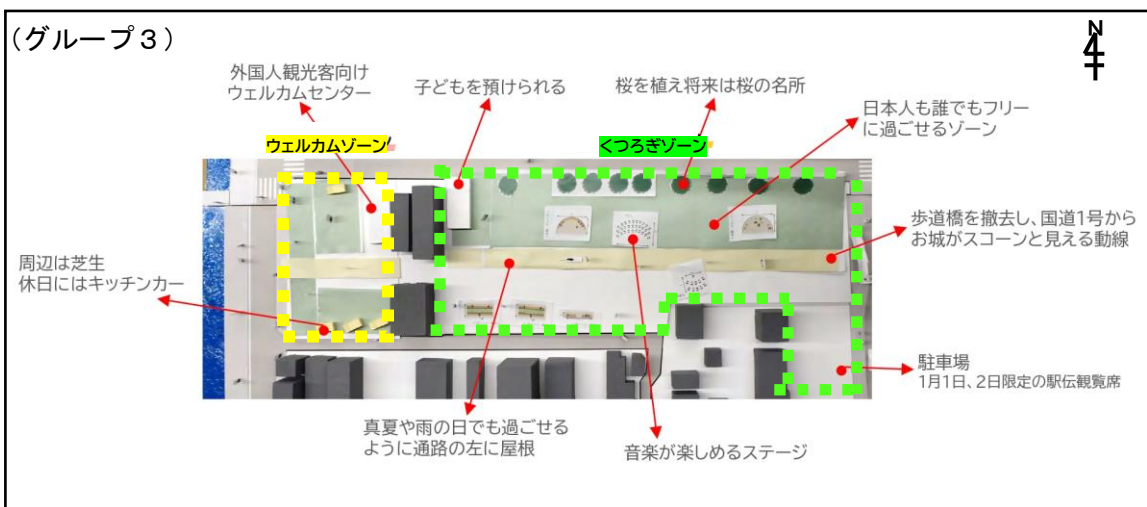
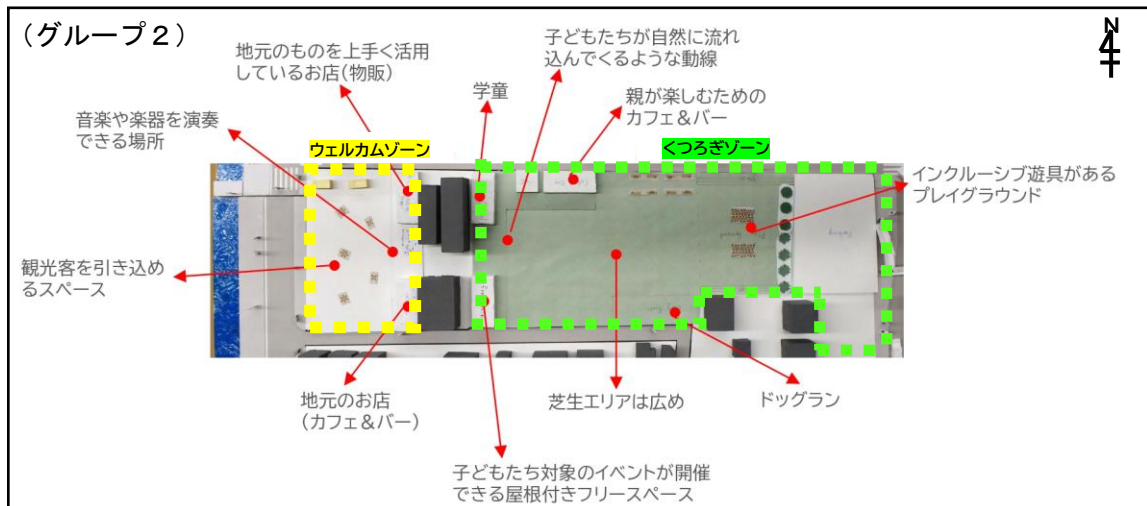
1 「おだわら市民会館跡地 OPENMEETING」について

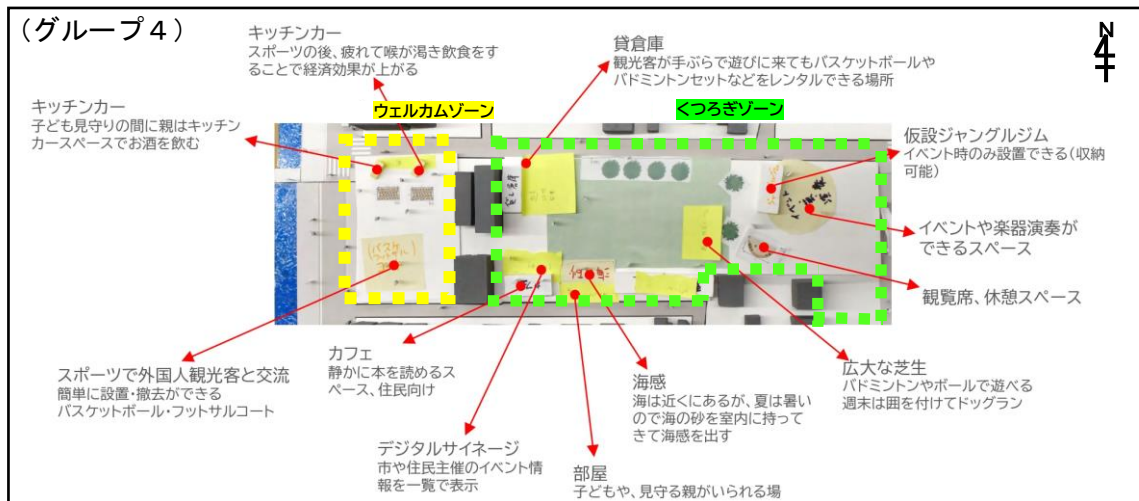
三の丸エリア周辺の模型を作成し、グループワークショップにおいて本事業地の空間活用イメージを検討した。



(1) 各グループの空間活用イメージ







(2) 各グループ共通の空間活用イメージ

① ウェルカムゾーン

- ・キッチンカー
- ・地元の店舗（飲食・物販）
- ・観光客を受け入れる活用（施設）

② くつろぎゾーン

- ・芝生広場（フリースペース）
- ・地域の間（祭事・災害時）
- ・カフェ&バー（飲食スペース）
- ・音楽を楽しめるステージ
- ・植栽（日影）

2 民間事業者への意向調査における主な意見



＜説明会＞



＜現地見学会＞

（１）市場性

- ・ 曜日や時間帯により活用用途が限定されるが、市場性は見込める
- ・ 既存事業や経済活動とのバランスを取った面的な取組が必要である

（２）参画意向

- ・ 事業地周辺には公共施設や観光、歴史など多様な地域資源があり、公民連携を図ることで活性化に寄与する可能性がある

（３）事業地に導入したい機能（収益機能）

- ・ 飲食店舗（カフェ、レストラン棟）
- ・ 物販販売（地場産品、アンテナショップ等）
- ・ 子供向けの屋外遊び場（インクルーシブ）
- ・ アウトドア施設

（４）制約条件

- ・ 土地の賃借料（「小田原市財産規則」に基づく）
- ・ 公共空間における管理・運営

（５）公民の役割分担

- ・ 公共機能を含めた施設のランニングコスト及び管理方法
- ・ 公共機能を含めた施設のイニシャルコストに係る費用負担

（６）行政に期待すること

- ・ 公共機能と収益機能を兼ね備えた複合施設の検討
- ・ 民間投資を回収できる貸付期間の設定

ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想（案）について

1 基本構想（案）について（参考資料3－1）

市民意見交換会等における意見も踏まえ、基本構想（案）をまとめた。

2 基本構想（素案）に係る市民意見聴取等について（参考資料3－2）

（1）市民意見聴取

①市民意見交換会

実施期間	令和5年9月25日～10月11日（うち5日間）
参加者	179名

②Web アンケート

実施期間	令和5年9月27日～10月31日
回答数	293件

（2）民間事業者サウンディング

実施期間	令和5年10月10日～11月16日
実施社数	25社

3 今後の進め方について

基本構想（案）を広報小田原やホームページへ掲載し、広く市民等へ周知を図るとともに、説明会を開催し、意見を集約して基本構想をとりまとめていく。

ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想（案）

～小田原から加速させる温暖化対策～

令和 6 年 2 月

小田原市

目次

1. 背景と目的	P. 1
2. 計画候補地の概要と事業の位置付け	P. 2
3. 現状と課題	P. 3
4. 基本的な考え方と整備コンセプト	P. 4
5. 導入するソリューション	P. 6
6. 街のイメージ	P. 9
7. 事業の進め方	P. 12
8. スケジュール	P. 14
9. 用語集	P. 15

1 背景と目的

(1) 背景

地球温暖化対策は世界共通の問題であり、2050 年の脱炭素社会^{*1} 実現に向かって取り組んでいくことが急務となっています。特に、今後 10 年間に行う選択や対策が重要で、数千年先まで影響を持つといわれています。

本市も、ゼロカーボン^{*2} シティを宣言^{*3} し、これまで、様々な方法で取組を進めてきたところですが、脱炭素社会と生活の豊かさの両立を実現するには、一人ひとりのライフスタイルを見直し、社会の仕組みを変えていく必要があります。

そこで市は、人々の行動や意識の変化を促し、ゼロカーボンを達成していく上で、未来の暮らしや行動のあり方を分かりやすい形で示していくことが有効な手段であるとの考えから、「ゼロカーボン・デジタルタウン」を創造することとしました。

(2) 目的

本事業は、市が目指している 2050 年の脱炭素社会実現に向けた取組を加速させるため、2030 年の街びらきを目標に「究極のゼロカーボン」と「社会変化に適応した豊かな暮らし」との両立を「最先端のデジタル技術」で支え、社会課題の解決を図りながら幸せを実感できる暮らしを体現する新しいモデルタウンを創るものです。

そして、この街で生まれた技術やノウハウを市内外に広げていくことで、世界のカーボンニュートラル^{*4} の実現に貢献していくことを目指します。

本構想は、この「ゼロカーボン・デジタルタウン」の創造に向けた基本的な考え方や整備コンセプト等を定め、これから目指す街の姿を示すものです。

「*」の用語の意味は、P.15 用語集で解説しています。

2 計画候補地の概要と事業の位置付け

(1) 計画候補地の概要

計画候補地は、小田原少年院跡地です。

周辺は一般の住居や寺院が点在し、小田急小田原線と東海道新幹線の線路敷に囲まれ、南側と西側が道路と接しています。

所在地	小田原市扇町1丁目4-6 (小田原駅西口から約500m)
面積	約2.24ha(約22,400㎡)
所有者	財務省
用途地域	第二種住居地域 (建蔽率:60%、容積率:200%)
公法規制	第2種高度地区 (建築物の高さの最高限度:15m)



図1. 計画候補地の概要

(2) 事業の位置付け

本事業は、市の総合計画に位置付いており、環境・デジタル・都市計画分野の関連計画との整合を図っていきます。

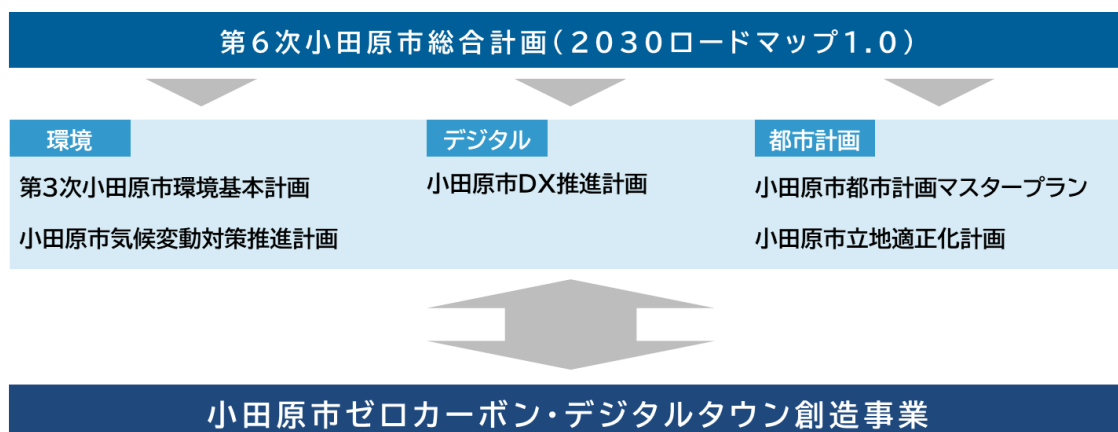


図2. 事業の位置付け

3 現状と課題

本市は、少子高齢化を起因とする課題のほか、地理的・社会的条件による様々な課題を抱えていますが、主に本事業で取り組む分野の課題と対応の方向性は、次のとおりです。

分野	地域課題	対応の方向性
脱炭素	屋根置き太陽光発電に限られた再生可能エネルギー ^{*5} ポテンシャル ^{*6} 、自動車依存度が高い	省エネの徹底と積極的な再生可能エネルギー導入、効率的なエネルギーマネジメント ^{*7} 、新たな移動手段の創出や電気自動車の活用
防災	地震、風水害、富士山噴火等による高い災害リスク	エネルギー供給のレジリエンス ^{*8} 向上、防災機能の強化
経済	人口減少に伴う産業縮小、地域の衰退	移住者誘致と域内消費の喚起、地域活性化
日常生活	地域のコミュニティの希薄化や担い手不足、高齢化による医療福祉ニーズの増加	デジタルツールを用いた地域のコミュニティの活性化、高齢化社会に対応した生活手段の提供

図3. 地域課題と対応の方向性

また、少年院跡地は既成住宅地に位置しており、徒歩圏内に商業施設や医療・福祉施設などの生活上必要と考えられる機能は基本的に整っていますが、緑や公園といった地域住民の憩いの場が不足していることが課題として挙げられます。また、街ができ、多くの新しい住民が移住することから、周辺地域とのつながりがあるコミュニティ作りが必要です。

本事業は、ゼロカーボンに向けた取組のほか、様々な地域課題の解決を図りながら、将来にわたる小田原の価値や魅力の維持・向上を目指しています。

これは、民間事業者だけで達成することは難しく、まちづくりの責務を持つ市の関与の下、民間事業者を誘導しながら公民連携で進めていく必要があります。

4 基本的な考え方と整備コンセプト

(1) 基本的な考え方

ゼロカーボン・デジタルタウンは、新しいライフスタイルのモデルとなる小田原の未来の街です。基本的な考え方は、次の3つです。

①究極のゼロカーボン

エネルギーの地産地消^{*9}を実現することで、街のライフサイクル^{*10}全体の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

②社会変化に適応した豊かな暮らし

新たな価値を創出しながら地域課題の解決に寄与し続けることで、多様な人々の生活の質の向上を目指します。

③両立を支える最先端のデジタル技術

エネルギーの地産地消や生活の利便性の向上にはデジタル技術が欠かせません。変化する時代の流れを捉えた最先端のデジタル技術を実装することで街の機能を更新し、ゼロカーボンと豊かな暮らしの両立を支えます。

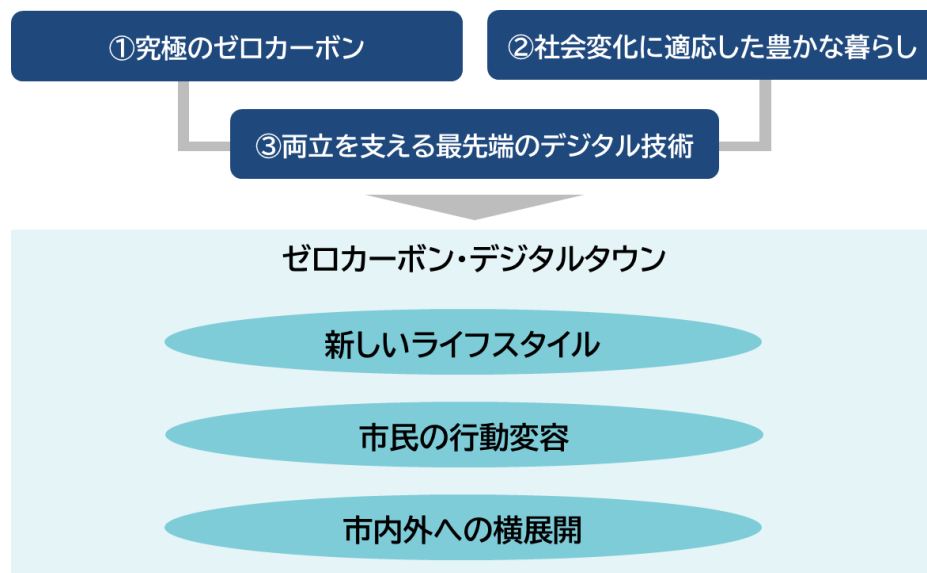


図4. ゼロカーボン・デジタルタウンの基本的な考え方

(2) 整備コンセプト

ゼロカーボンやデジタル社会の実現に向け、市民の行動や意識の変化へとつながっていくため、新技術を実証・実装しながら新しいライフスタイルを示し、住民を中心とした暮らしの場を創造します。

①エネルギーを地産地消する街

省エネルギー化を進めながら化石燃料^{*11}から再生可能エネルギーへの転換を図るとともに、新技術を駆使し、街全体で再生可能エネルギーを創出します。

②ライフサイクル全体で二酸化炭素排出量が実質ゼロの街

エネルギー利用により排出される二酸化炭素だけではなく、建物や設備の建設・製造から解体・廃棄といったライフサイクル全体の二酸化炭素排出量削減を追求します。

③みんなでつくり育てる街

住民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みにより、時代の流れに合わせて変わり続けながら成長する街を創ります。

④周囲とのつながりがある街

周辺地域を含めた住民間でのコミュニケーションの場や機会の創出による地域のコミュニティを創ります。

⑤災害に強い街

街の防災機能を高めることにより、周辺地域を含んだ災害対応力（レジリエンス）を向上させます。

⑥心と時間の余裕が生まれる街

日常生活を支える新しいデジタルサービスの創出により、便利で快適なゆとりある暮らしを実現します。

⑦誰もが安心して住める街

緑や憩いの広場整備をはじめとした豊かな住環境の整備や防犯・防災につながる新たなサービスの創出などにより、多様な人々の暮らしに対応した快適で安心・安全な暮らしを提供します。

5 導入するソリューション

(1) 技術や施設、サービスのイメージ



図5. 導入する技術や施設、サービスのイメージ

(2) エネルギーマネジメント

①エリア内マイクログリッド

基本的に街で使用する電力は、街の中で発電することを目指し、マイクログリッド^{*13}（小規模電力網）を構築します。

住宅の屋根や壁面等の太陽光発電で生み出された電力を、大型の蓄電池やEV（動く蓄電池）を活用しながらエネルギーマネジメントシステム（EMS）により需給調整し、最適な管理・運営を行います。

また、エネルギーの需給状況を可視化することで、節電に意識を向けるなど、住民の行動につなげていきます。

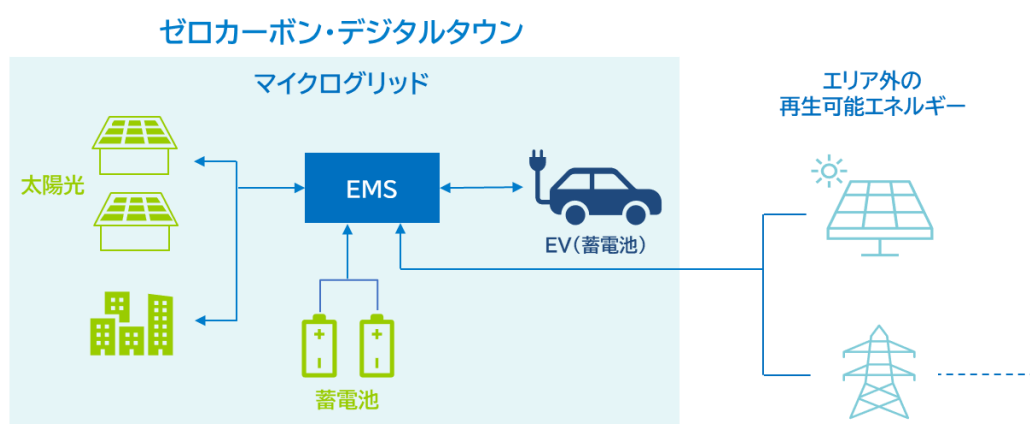


図6. エネルギーマネジメントのイメージ

②二酸化炭素排出量ゼロの達成

省エネルギー化やガスから電力への転換（電化）、自動車のEV化、再生可能エネルギーの導入を進めていきます。現時点では、不足する電力は、エリア外の再生可能エネルギーを使用しますが、将来的には技術の向上により、100%地産地消の実現を目指していきます。

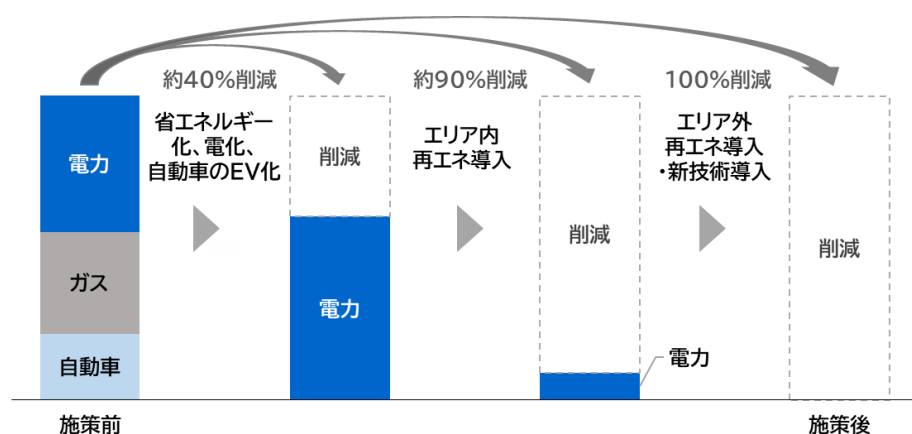


図7. エネルギー使用時の二酸化炭素排出量ゼロの達成イメージ

(3) 住民主体のまちづくりの仕組み（リビングラボ）

この街は、ゼロカーボンや豊かな暮らしにつながる新しい技術を継続的に生み出しながら実際の生活に実装していくことで、変わり続け成長する街として、目まぐるしく変化する社会に適応していきます。

そのためには、住民が主体的にまちづくりや地域活動に活発に関われる場や仕組みが必要です。

そこで、街の主役である地域住民が日常生活で感じている課題意識やアイデアを持ち寄り、企業や研究者が持つ専門的な知見やノウハウ等を活用しながら実際の生活の中で先進技術やサービスの実証を重ね、課題解決へとつなげていくリビングラボ（住民起点でイノベーション^{*14}を生み出す活動や場）の概念を街に導入していきます。

課題の洗い出しから調査分析、課題定義・企画、実証、評価・改善といった一連のプロセスに全ての関係者が参画することでその効果を高めていきます。

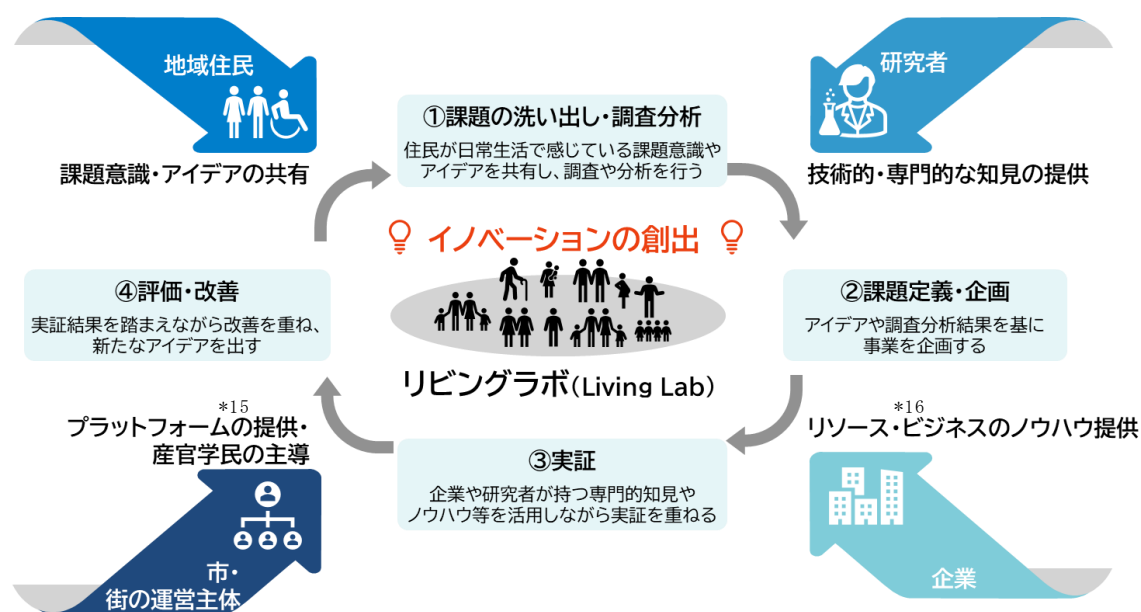


図8. リビングラボのイメージ

6 街のイメージ

(1) ゾーニング

街は大きく3つのゾーンから成り立ちます。

①住宅ゾーン

高い省エネルギー性能を持ち、再生可能エネルギー発電・蓄電設備を備えた木造の戸建てや共同住宅などさまざまな種類の住宅を配置します。

②交流促進ゾーン

公園や広場、集会施設等を配置し、平時は地域住民の憩いの場や交流を促進する機能を担いながら、災害時には避難場所として活用される等、地域のレジリエンス機能の向上に役立てます。

③EVカーシェアゾーン

エリア内や周辺地域の住民が利用できるEVカーシェアサービスを設け、自家用車の保有から共有（シェアリング）中心のライフスタイルへの移行を促します。

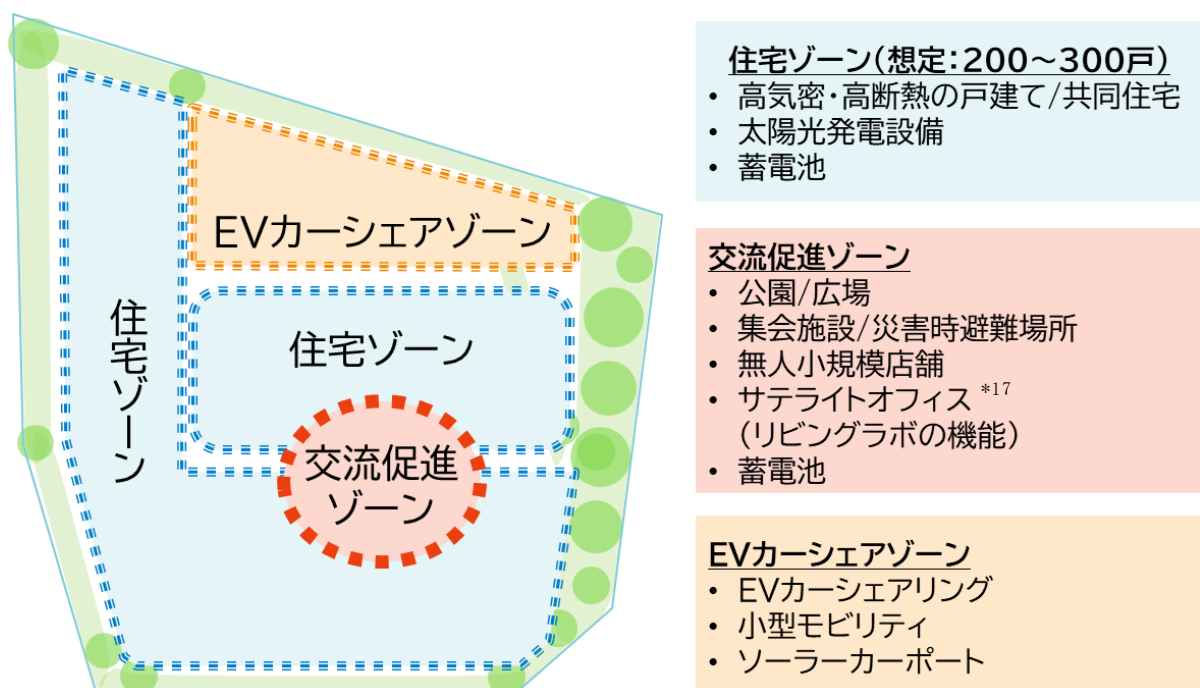


図9. ゾーニングのイメージ

(注) ゾーニングは一例であり、今後、開発事業者の決定により変わります。

(2) イメージパース



(注) イメージパースは一例であり、今後、開発事業者の決定により変わります。

(3) 生活のイメージ

①暮らしの中のゼロカーボン

徹底した省エネルギー化や街の中で生み出された再生可能エネルギーの利用、EVカーシェアや小型モビリティ等の新たな移動手段の利用など、地域住民の新しいライフスタイルがゼロカーボン化を加速させます。



②地域のつながりを育む街づくり

周辺区域も含めた地域住民間の活発な交流により、常に活気に満ちあふれ、災害時には避難場所として、地域の災害レジリエンスを強化します。



③デジタル技術による快適で豊かな暮らし

自動配送ロボットや無人小規模店舗など、幅広い年代のニーズを捉えた最先端のデジタルサービスを積極的に取り入れ、生活の利便性を高めます。



(注) 生活のイメージは一例です。

7 事業の進め方

(1) 事業の流れ

はじめに、市が基本構想で目指すべき街の方向性のコンセプトを示します。そして、このコンセプトに基づき、国による二段階一般競争入札の方法を用いた用地取得者の決定を目指します。開発条件の設定については、財務省と市が協議します。

用地取得者が開発事業者となり街を開発し、街の管理・運営についてはエリアマネジメント組織が担っていきます。

この手法により市は用地取得費を負担することなく開発を誘導し、用地取得費を含む開発事業費は、開発事業者が負担します。

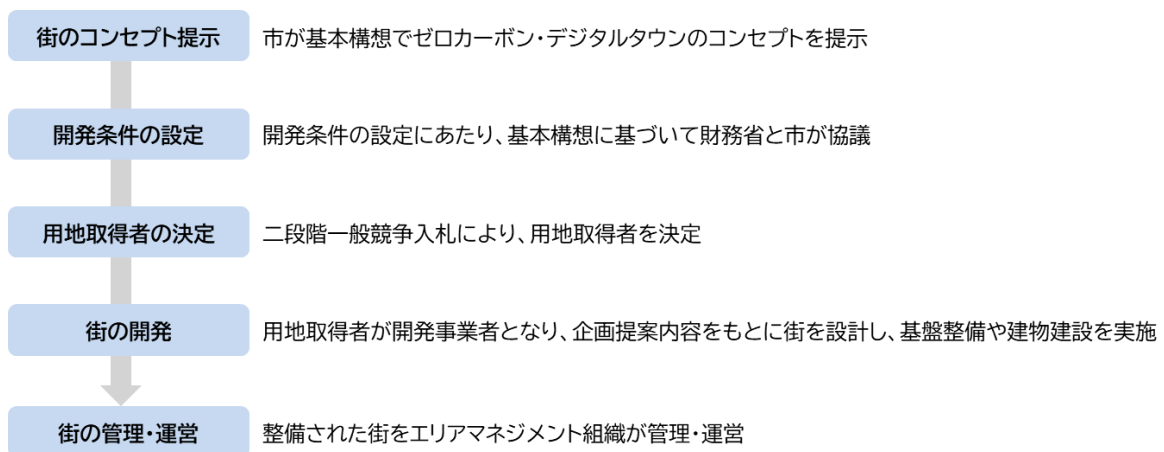


図10. 事業の流れ

二段階一般競争入札とは

未利用国有地の処分方法のひとつで、開発条件を示し、土地利用等に関する企画提案を求めた上でこれを審査し、審査を通過した者を対象に価格競争入札を行う方法です。

開発条件は、財務省と市の協議により、ゼロカーボン・デジタルタウンのコンセプトを反映していきます。また、市が審査委員の一員となり企画提案を審査します。市が望むまちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的に土地利用に反映させることができます。

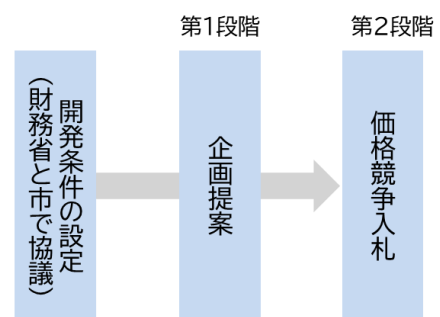


図11. 二段階競争入札の流れ

(2) エリアマネジメント組織について（まちづくり会社等）

街の整備後も長期にわたってコンセプトを維持し、街を持続的に発展させていくためには、街の管理・運営を行いながら、地域に密着して街づくりに取り組む主体（エリアマネジメント組織）が必要です。

①仕組み

エリアマネジメント組織は、市が掲げるコンセプトに賛同する民間事業者を中心に組織し、市や開発事業者等と連携を図りながら、街の管理・運営を行っています。

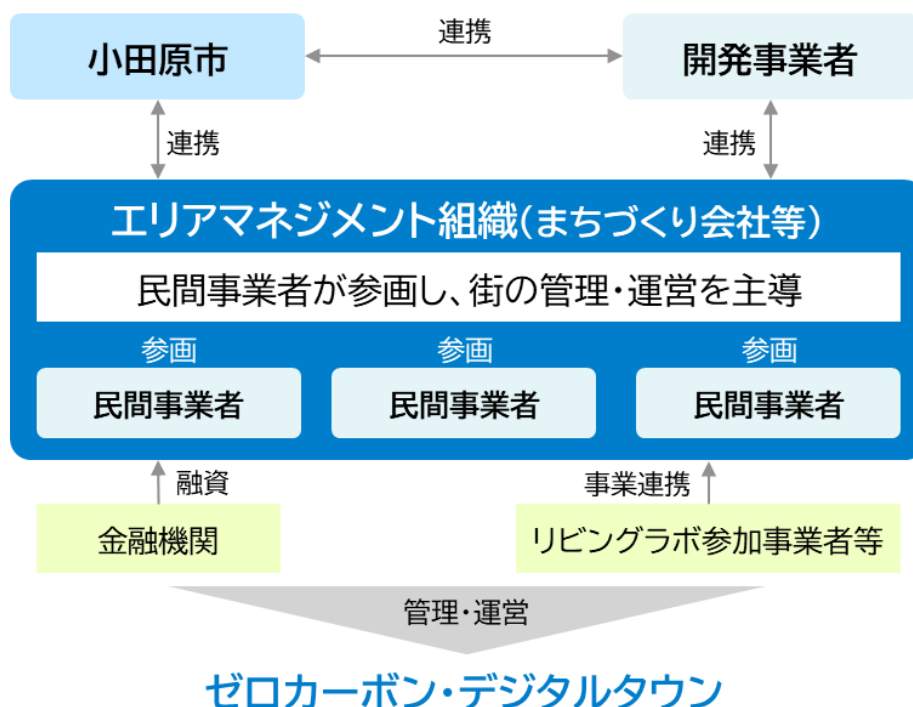


図12. エリアマネジメント組織の構成

②想定する保有事業

エリアマネジメント組織は、街のコンセプトの実現に必要な事業を保有し、街を管理・運営します。

保有事業	事業概要と主な収入・支出
タウンマネジメント事業	街の管理、地域コミュニティ、リビングラボの牽引 【収入】会費・協賛金 【支出】企画・運営費
エネルギーマネジメント事業	再生可能エネルギーによる発電、蓄電とその供給、エネルギーの外部連携 【収入】売電 【支出】施設管理費
EVカーシェアリング事業	EVのシェアリングサービス提供 【収入】使用料 【支出】車両維持費
不動産賃貸事業	無人小規模店舗などの賃貸 【収入】不動産賃料 【支出】維持管理費
デジタルサービス事業	生活の利便性を追求したデジタル技術によるサービスの提供 【収入】利用料 【支出】管理費

図13. エリアマネジメント組織が保有する事業

③設立に向けた取組

エリアマネジメント組織の設立に向け、市が市内外の民間事業者との意見交換を通じて、事業進捗とのバランスを図りながら具体化していきます。

8 スケジュール

2030年の“街びらき”を目指して、進めていきます。

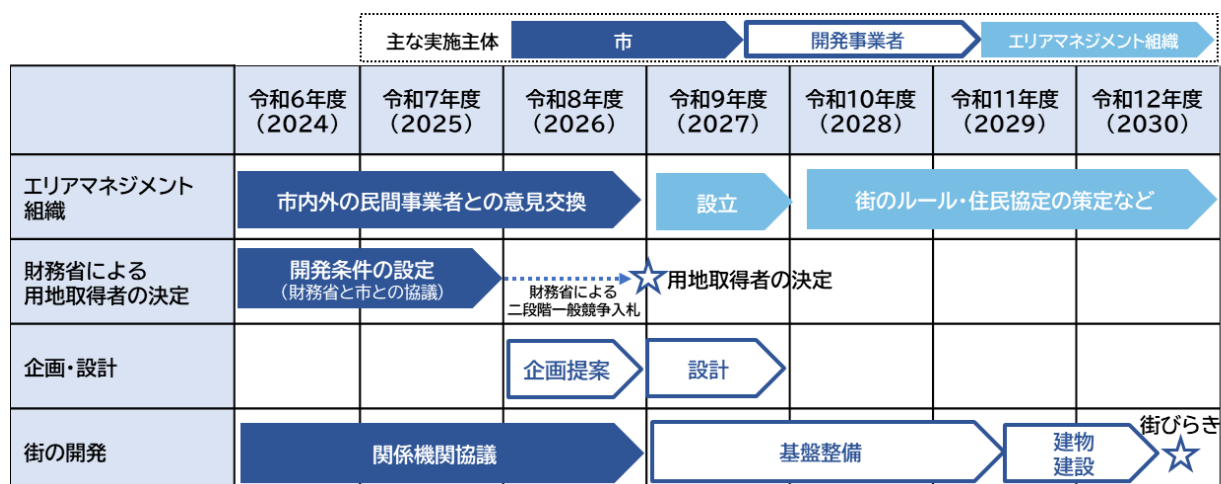


図14. 街びらきまでのスケジュール

(注) スケジュールや役割は現時点の想定です。

9 用語集

1	脱炭素社会	地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会。
2	ゼロカーボン	地球温暖化・気候変動の原因となる二酸化炭素の排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、実質的な排出量をゼロにすること。
3	ゼロカーボンシティを宣言	市は、これまでの脱炭素社会を見据えた取組を通じて、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。(2019年11月22日)
4	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
5	再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇することのない自然エネルギー。
6	再生可能エネルギーポテンシャル	再生可能エネルギーの導入可能性のこと。全資源エネルギー量から、「現状の技術水準では利用が困難なものと、種々の制約要因（土地用途、法令、施工など）を満たさないもの」を除いたもの。
7	エネルギーマネジメント	家庭や事業所の太陽光発電設備などで作られた電気を、蓄電池や電気自動車などにより、個別に調整するだけでなく、それらを束ねて需給調整を行うことにより、地域全体でエネルギーを効率よく利用する仕組み。
8	レジリエンス	強靱さや回復力を意味し、災害などの困難な状況から立ち上がる力。
9	エネルギーの地産地消	分散型エネルギー社会の実現のために地域の特徴を活かして再生可能エネルギーなどを最適に活用することで、エネルギー供給のリスク分散や二酸化炭素の排出削減を図ろうとする取り組み。
10	ライフサイクル	製造時、使用時および製品寿命後の廃棄処分やリサイクル性までを含めた、製品の生涯。
11	化石燃料	石油や石炭、天然ガスなど過去の植物や動物の死骸が変化して生成された有機物のうち、人間活動のエネルギー源として用いられる燃料。
12	カーシェアリング	複数の車を多数の人で共同利用する会員制の仕組み。
13	マイクログリッド	一定規模のエリアで再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を導入し、災害等による大規模停電時に一般送配電事業者が所有する配電網を活用して当該エリアに電力を供給し自立運用を行う新たなエネルギーシステム。
14	イノベーション	革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創出すること。
15	プラットフォーム	地域課題に係る相談や情報共有の場の提供、団体間の調整や仲介をするコーディネート機能、課題解決に向けた協議や調査研究等を実施するなど、活動する市民や団体等が相互に連携を図るための基盤的機能。
16	リソース	「資源」「資産」。特にビジネスにおいて人材や物、資金、時間などの経営資源を指す。
17	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。

ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想（素案） に係る市民意見聴取等の概要

目次

- 1. 市民意見聴取 P. 1
- 2. 民間事業者サウンディング P. 7

1 市民意見聴取

聴取した意見を本事業の更なる検討に役立てることを目的として、対面形式の市民意見交換会及びWeb アンケートにて、意見聴取を行いました。

市民意見交換会では、地元住民（芦子地区、緑地区）を対象とした説明会を3回、小田原市に在住、在勤、在学の方を対象とした、市内全域の説明会を2回行い、参加者は合計で179名でした。

ゼロカーボン・デジタルタウン基本構想の基本的な考え方や整備コンセプト等を説明し、本事業に対して期待することや懸念点、今後の進め方についての意見を聴取しました。

Web アンケートは、広報紙と小田原市ホームページで周知し、回答フォームによる選択及び自由記述形式で行い、ゼロカーボン・デジタルタウンに期待すること等を聴取しました。

（1）市民意見交換会

【実施概要】

日程	実施場所	参加人数
令和5（2023）年 9月25日 19:00～20:00	荻窪公民館（芦子地区）	15名
9月26日 19:00～20:00	谷津公民館（芦子地区）	12名
9月29日 18:30～19:30	駅前第2区公民館（緑地区）	7名
10月7日 14:00～15:35	川東タウンセンター マロニエ	49名
10月11日 19:00～20:10	おだわら市民交流センター UMECO	96名

【主な意見】

- ・ デジタル技術で豊かな暮らしを目指すことは素晴らしいと感じる。子どもに自分たちの街がチャレンジしていると示すことができる点も共感できる。
- ・ 世界的な潮流で脱炭素に取り組まなければならない中で、市が手を挙げてこういった対応を打ち出していくのは賛成である。
- ・ 基本的なコンセプトは賛成だが、モデルタウンという特別な場所はないと思う。
- ・ 民間が行えばいいのではないかと思う。
- ・ 市が関わることのメリットを示してほしい。
- ・ 公民連携で行う理由を示してほしい。

- ・ 脱炭素に資する木材利用を進めてほしい。
- ・ 建物等に地域木材が使われることで地域の山も守られることに期待している。ぜひ地元の木材を利用してほしい。
- ・ この地域にまとまった公園がないので交流促進ゾーンのようなものがあることには期待している。
- ・ もともとの住人にとってメリットはないのではないか。この街と周りとのギャップをどのように埋めていくのか考える必要がある。
- ・ 買い物難民が発生しないように、高齢者が買い物に出かけるための小型モビリティについて考えてほしい。
- ・ 建物の高さについては、現行の条例を守ってもらいたい。
- ・ 市の財政負担はどのくらいになるのか、次のステップで示してほしい。
- ・ このまま放置するより街にした方が良く。固定資産税、住民税などが増えると思う。
- ・ 駅近のいい土地なので、民間に払い下げたほうがいいと思う。
- ・ 乱開発がないように、小田原市に見守ってほしい。
- ・ 国や県でもデジタル化を推進しているので連携し、市外に対しても手本となるよう進めてほしい。
- ・ 民間事業者だけだと利益優先になるかもしれないので、市がガバナンスをとってリーダーシップを発揮してほしい。
- ・ 住民と市との意見交換の場を設けてもらうことは有難い。
- ・ 周辺の自治会との連携なども含めて、前向きに進めてほしい。
- ・ 地域あつての施策なので、地域の声を大事にしてほしい。
- ・ 小田原の事業者の意見も取り入れてほしい。
- ・ ホームページ等で出来るだけ情報発信してほしい。

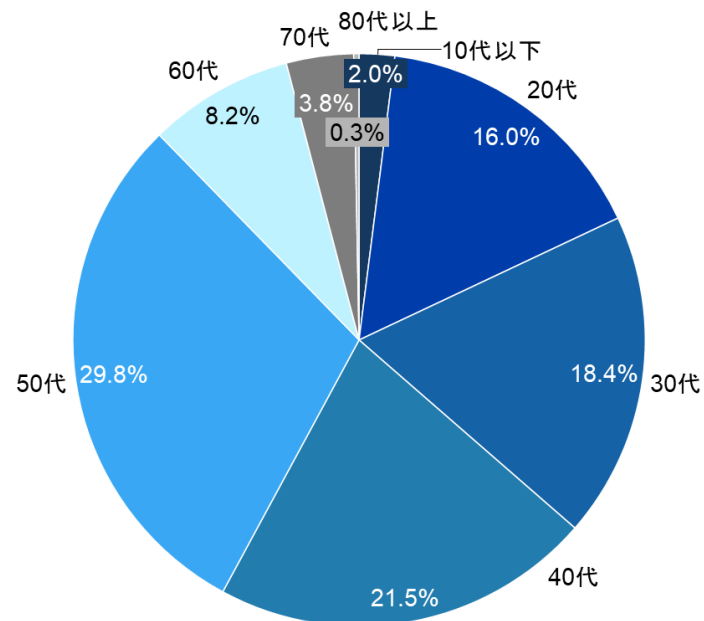
（２）Web アンケート

【実施概要】

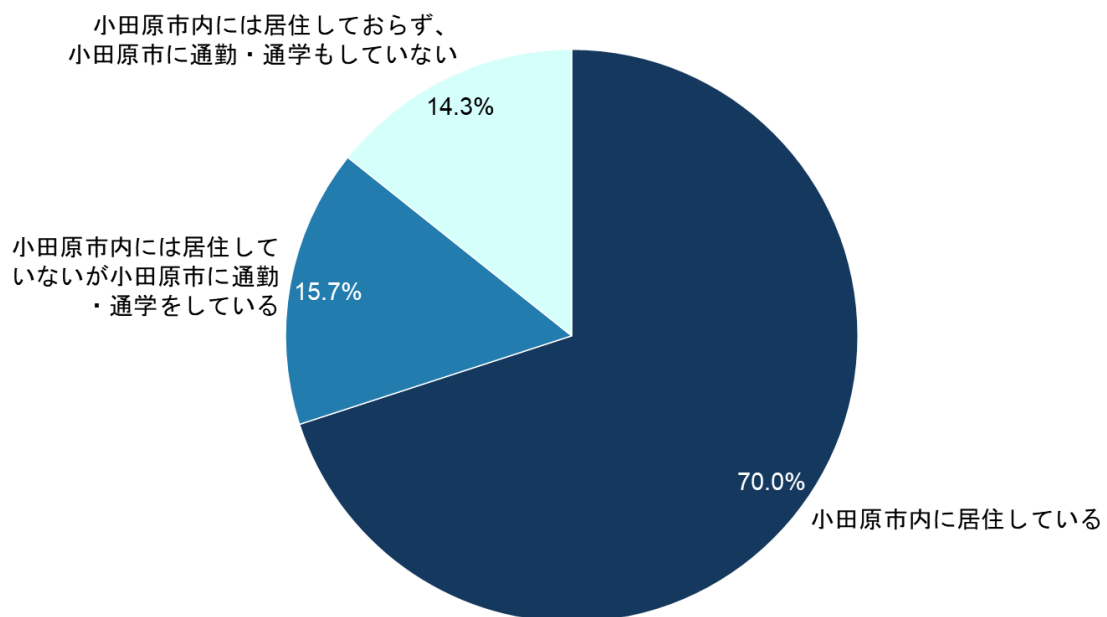
実施期間	令和 5 （2023） 年 9 月 27 日～10 月 31 日
実施方法	Web アンケート形式
回答数	293 件

【回答内容】

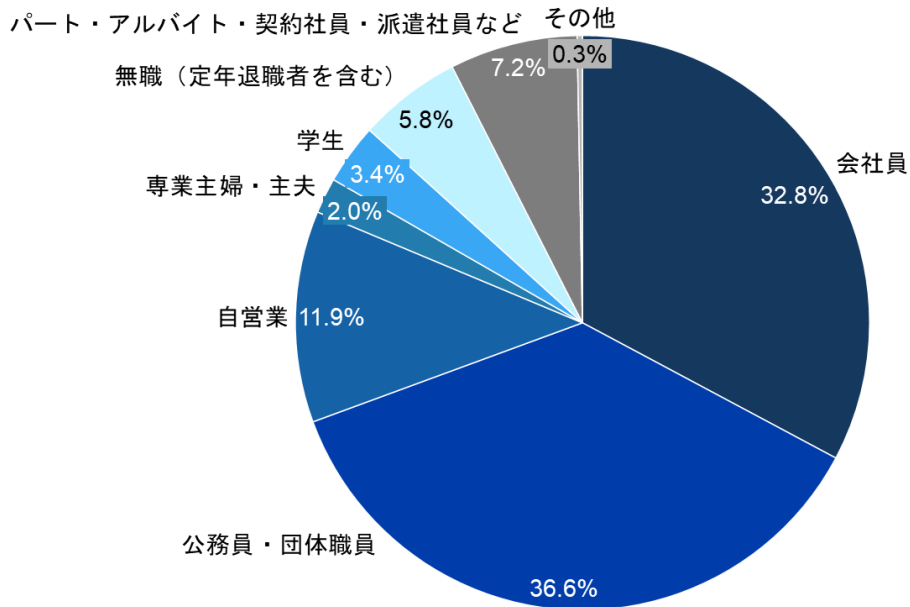
問 1 ご回答される方の年齢を教えてください（1 つを選択）



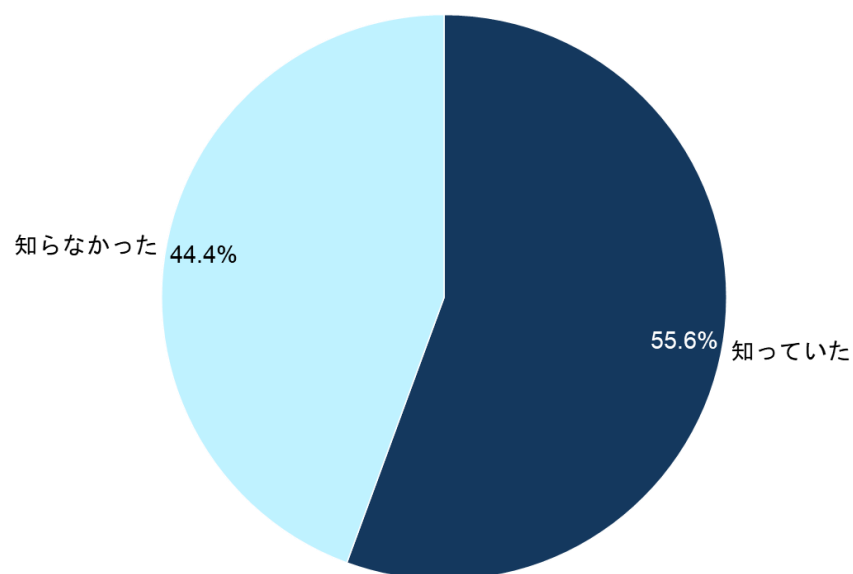
問 2 現在、小田原市に居住されていますか、もしくは通勤・通学されていますか（1 つを選択）



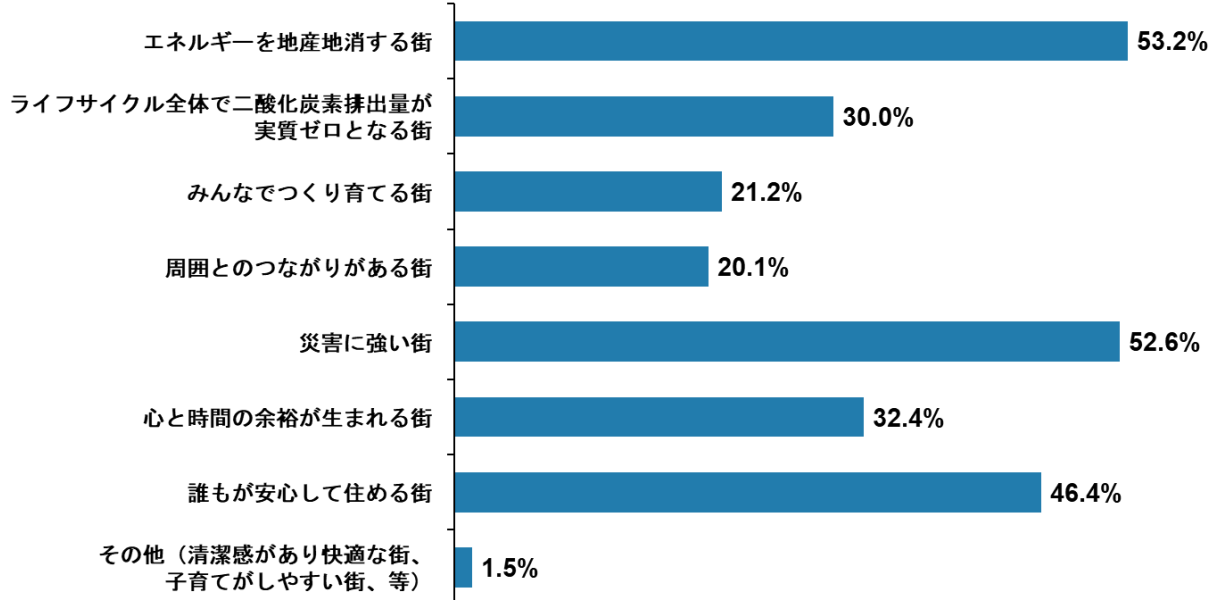
問3 ご回答される方の職業を教えてください（1つを選択）



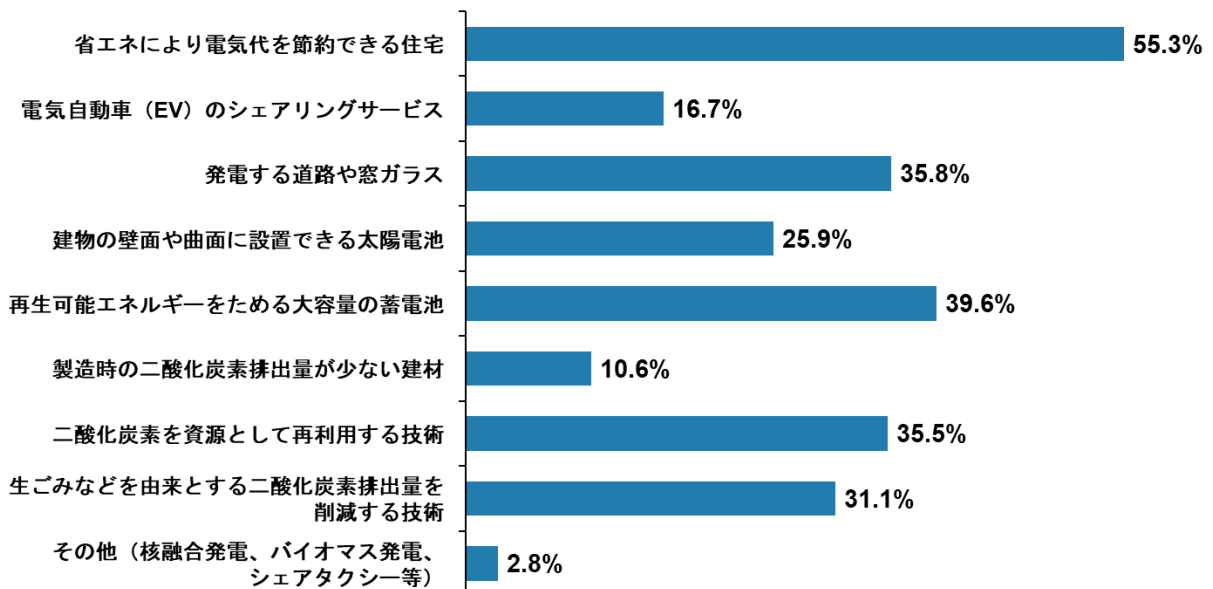
問4 市では、「究極のゼロカーボン」と「社会変化に適応した豊かな暮らし」の両立を「デジタル技術」で支え、社会課題の解決を図りながら幸せを実感できる暮らしを体現する街の創造を目指しています。この取り組みを知っていましたか（1つを選択）



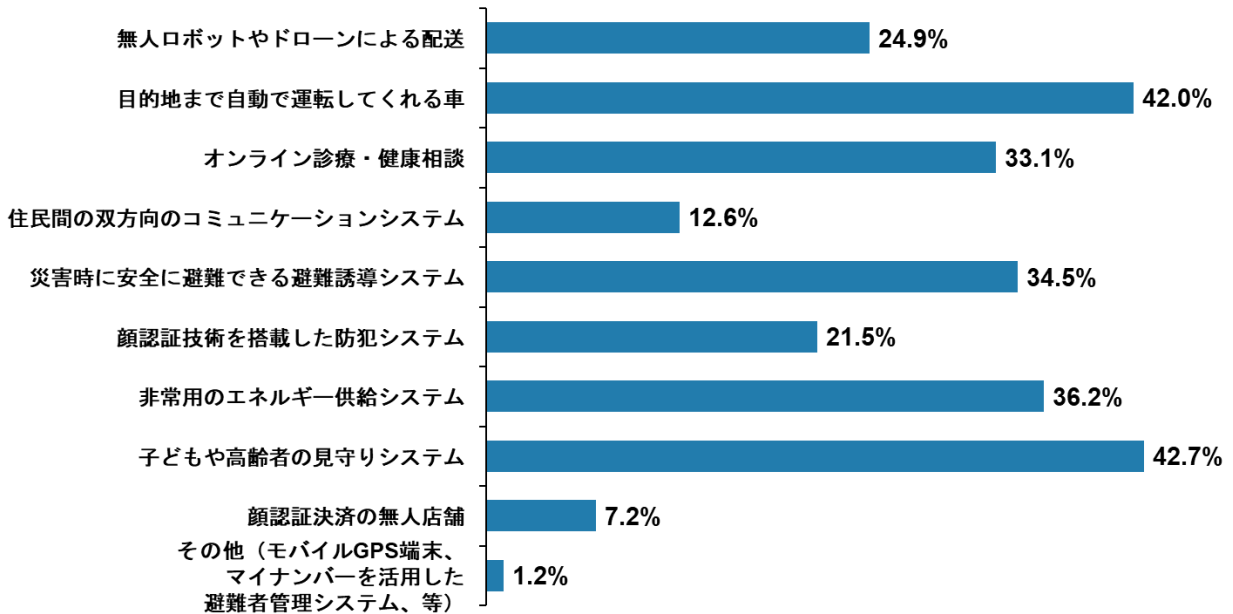
問5 ゼロカーボン・デジタルタウンでは、市民の行動変容へと繋げていくため、新技術を実証・実装しながら、新しいライフスタイルを示し、住民を中心とした暮らしの場を創造します。以下のうち、最も魅力的だと感じるまちの姿を教えてください（複数選択、3つまで）



問6 ゼロカーボンを達成するための技術のうち、あったらいいな、魅力的だと感じるものを教えてください（複数選択、3つまで）



問 7 生活を豊かにし、安心・安全な暮らしを実現するためのデジタル技術のうち、あったらいいな、魅力的だと感じるものを教えてください（複数選択、3つまで）



問 8 他にゼロカーボン・デジタルタウンに期待することがあれば教えてください（自由記述）

【主な意見】

- ・ 近隣の市町村との差別化で小田原にしか出来ない街の発展力を、移住検討者や観光客などにアピールが出来るチャンスだと思う。
- ・ 学术界やスタートアップ企業とも連携して最先端の技術の実装を目指してほしい。
- ・ 循環利用が可能な森林・林業・木材産業を活用したゼロカーボン・デジタルタウンも是非検討してほしい。
- ・ 小田原の歴史と未来が融合した日本で唯一無二の環境GXタウンとして、世界にアピールしてほしい。
- ・ 全国に先駆けた20年先の理想的なゼロカーボンとデジタルを具現化した街づくりを小田原から発信してほしい。
- ・ 本事業における投資額と効果、収支目処などの数字を出してほしい。
- ・ 自治体が莫大な予算をかけて主導しなくとも、デベロッパーが宅地開発する

のではないかと。その際に行政としてテコ入れしていけば、本事業の目指すところをある程度実現できると思う。

- ・ 小田原市という狭い範囲でゼロカーボンを目指すのは難しいのではないかと。市は排出の削減に特化し、再エネは民間に任せ、カーボンニュートラルはもっと広い範囲で目指す方が効率的、現実的ではないかと。
- ・ ゼロカーボンの意識は非常に大切だが、それ以前に小田原市として解決に向け取り組まなければならない問題が山積していると感じる。小田原だからこそできる町、自然、人の積み上げられた財産を活かす取り組みとしては本事業に納得ができない。
- ・ ゼロカーボン・デジタルタウンに住まないその他の市民への恩恵について、明確にわかりやすく発信してほしい。
- ・ 世界のトレンドを提示した上で、主婦や高齢者にも有益性がわかるようにしてほしい。
- ・ 停電時など、復旧までに電力を使用できる環境だと良い。住民の避難経路などスムーズに確保できるようなまちづくりが大切である。
- ・ 小田原市ならではの要素を取り入れてほしい。小田原市と周辺地域の人や産業が持続可能になるような取り組みとしてほしい。

2 民間事業者サウンディング

【実施概要】

本事業への関心の有無、現時点で導入を想定しているソリューションの事業性・妥当性の確認を目的として、デベロッパー、建設、再生可能エネルギー関連、金融機関など、コンセプトの実現に不可欠な機能に関して知見を有すると考えられる民間事業者 25 社を対象に、令和 5（2023）年 10 月 10 日から 11 月 16 日まで、Web または対面会議にてサウンディング調査を行いました。

【業種内訳】

業種	実施社数
デベロッパー	4 社
建設	6 社
再生可能エネルギー関連	12 社
金融機関	3 社

【主な意見】

- ・ 2.24ha という広さは、機動的に計画を進める事が可能な点が魅力的である。
- ・ リビングラボのコンセプト、街びらき時点での再生可能エネルギー100%目標、EVカーシェアの生活スタイルへの移行は本構想で特徴的と感じる。
- ・ まちづくり会社は収支の問題で民間の途中撤退もありうるため、市の関与、およびデベロッパーとの協業が必要である。
- ・ リビングラボでは収益性に懸念のある新技術の実証実験を行えるように、公共補助金などの支援をもらえるとより良い。
- ・ 事業者の選定方法やスケジュールは早めに教えてほしい。
- ・ 出融・融資の検討においては、土地の契約が済んでいる段階が前提条件にあたり、その後基本計画を勘案し事業の収益性を判断する。
- ・ 足元のコスト高騰を勘案すると、小田原エリアでは賃貸ではなく分譲の方が実現可能性は高いと考えられる。
- ・ 再エネ100%を実現するための仕組みづくりや、追加コストなどを住人が負担する電気代として価格転嫁余地を持つべきであると考えている。
- ・ 再エネ事業での成功は簡単ではなく、収益の柱とすることは配電（ライセンス）なしには難しいのではないかと。
- ・ 電力供給について、非常対応の際は一般送配電事業者が関与することが望ましい。
- ・ 単なるカーシェアビジネスとは異なる付加価値や利用を促す仕組みなど、収益性に関して更なる検討が必要である。

前庭トライアルサウンディングの実施状況について

1 概 要

「市民に開かれた市庁舎環境整備」に向け、市役所本庁舎前庭の効果的な活用方法を探るため、民間団体等が無償で利用することで、実際に使用する場所や面積、用途を確認し、各種事業やイベントのニーズを把握するトライアルサウンディングを実施している。

2 実施期間

令和4年11月28日 トライアルサウンディング開始

令和5年4月1日 春以降のイベントでの貸出状況の把握のため延長

令和5年12月1日 さらに検討を進めるため再延長（令和6年3月末まで予定）

3 実施状況（令和4年11月28日～令和5年12月31日）

平日はキッチンカー等が出店し、休日は民間団体等によるイベントが開催されるなど幅広く利用されている。

内容	利用回数	事業者数	イベント参加者数等
イベント	14回	7 団体	約3,000人
キッチンカー・ お弁当販売	178回	29店舗	約3,300人（延べ324店舗）
その他	1 回	1 団体	—

4 今後の方向性

トライアルサウンディングの結果、市役所本庁舎前庭を各種イベント等に支障なく利用できることや一定のニーズがあることが確認できたため、今後は前庭の使用に係る実施要領を定め同様の使い方で運用していきたいと考えている。

また、多くの参加団体から有料でも利用したいとの声があり、使用料については、利用する敷地面積に応じて徴収していく予定である。

小田原市地域防災計画の改正について

1 改正の背景

小田原市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）について、上位計画である国の防災基本計画や県の地域防災計画等の改正及び近年の防災施策の推進等を踏まえ、改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 第1編 地震災害対策計画、第2編 風水害対策計画（水防計画）

ア 国防災基本計画の修正（令和5年5月）を踏まえた改正

- (ア) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画、被災者台帳の作成にデジタル技術の導入を検討することを記載
(新旧対照表P10)
- (イ) 災害ボランティアセンターについて、運営者と市との役割分担を明らかにすることを記載
(新旧対照表P13)

イ 県地域防災計画の修正を踏まえた改正

- (ア) 地震の発生確率の更新
(新旧対照表P2, 3)
- (イ) AIやデジタル技術の活用等のDXの推進について記載
(新旧対照表P7)
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症に対応した記載を感染症対策全般の記載に変更
(新旧対照表P9, 11)
- (エ) 個別避難計画の作成における県からの支援について記載
(新旧対照表P10)
- (オ) 福祉避難所における医療的ケアの整備体制への取組について記載
(新旧対照表P18, 19)

ウ 市の防災施策の推進状況等を踏まえた改正

- (ア) 令和4年度デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した事業について記載
(新旧対照表P5, 36)

- (イ) 令和５年３月に策定した小田原市災害時トイレ確保計画及びマンホールトイレについて記載
(新旧対照表P8, 18)
- (ウ) 令和５年９月に策定した小田原市災害時備蓄計画に関する記載
(新旧対照表P10, 11, 19～26)
- (エ) 地区防災計画の取組について記載
(新旧対照表P12)
- (オ) 職員の参集基準の変更に伴う改正
(新旧対照表P14, 29, 34)
- (カ) 災害対策本部体制の見直しに伴う改正
(新旧対照表P14, 30～32, 34～36)
- (キ) 令和５年２月に整備したスマートフォン向けアプリ「おだわら防災ナビ」について記載
(新旧対照表P15, 27, 30, 31, 37)
- (ク) 事前復興計画の策定に向けた取組について記載
(新旧対照表P28)
- (ケ) 第６章「東海地震に対する事前対策」に関する部分を削除
(新旧対照表P29)
- (コ) 水防協議会条例の廃止に伴う改正
(新旧対照表P31)

(2) 第３編 特殊災害対策計画

ア 県地域防災計画の修正を踏まえた改正

- (ア) 富士山火山避難基本計画の策定や神奈川県富士山火山広域避難指針について記載
(新旧対照表P38)

3 今後のスケジュール

パブリックコメント実施 令和６年３月15日（金）～令和６年４月15日（月）
 防災会議幹事会及び防災会議 令和６年５月～令和６年６月

頁	改正後	改正前												
3	(4) 海岸 海岸線は約 <u>17.7</u>km にわたり、大磯地塊の南部橘地区から早川に至る間は屈曲の少ない海岸線が南西に走っています。	(4) 海岸 海岸線は約 <u>22</u>km にわたり、大磯地塊の南部橘地区から早川に至る間は屈曲の少ない海岸線が南西に走っています。												
8	表 想定地震の一覧 <table><tr><th>想定地震</th><th>説 明</th></tr><tr><td>都 心 南 部 直 下 地 震</td><td>首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が 30 年間で 70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。</td></tr><tr><td>三 浦 半 島 断 層 群 の 地震</td><td>同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。発生確率は、30 年以内 6～11%とされています。</td></tr></table>	想定地震	説 明	都 心 南 部 直 下 地 震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が 30 年間で 70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。	三 浦 半 島 断 層 群 の 地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。発生確率は、30 年以内 6～11%とされています。	表 想定地震の一覧 <table><tr><th>想定地震</th><th>説 明</th></tr><tr><td>都 心 南 部 直 下 地 震</td><td>首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が 30 年間で 70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。</td></tr><tr><td>三 浦 半 島 断 層 群 の 地震</td><td>同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。発生確率は、30 年以内 6～11%とされています。</td></tr></table>	想定地震	説 明	都 心 南 部 直 下 地 震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が 30 年間で 70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。	三 浦 半 島 断 層 群 の 地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。発生確率は、30 年以内 6～11%とされています。
想定地震	説 明													
都 心 南 部 直 下 地 震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が 30 年間で 70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。													
三 浦 半 島 断 層 群 の 地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。発生確率は、30 年以内 6～11%とされています。													
想定地震	説 明													
都 心 南 部 直 下 地 震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が 30 年間で 70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。													
三 浦 半 島 断 層 群 の 地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震です。発生確率は、30 年以内 6～11%とされています。													

頁	改正後		改正前	
	神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。	神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。
	東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震で、発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。	東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震で、発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。
	南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 70～80%程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。	南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 70%程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。
	大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震です。平均発生間隔は 200 年から 400 年です。30 年以内の発生確率はほぼ 0 から 6%です。今後 100 年から 200 年先には発生の可能性が含まれています。	大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震です。平均発生間隔は 200 年から 400 年です。30 年以内の発生確率はほぼ 0 から 5%です。今後 100 年から 200 年先には発生の可能性が含まれています。
	(参考) 元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード 8.5 の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は 2,300 年程度であり、今後 100 年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としています。歴史的記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。 30 年以内の発生確率はほぼ 0 から 6%です。	(参考) 元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード 8.5 の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は 2,300 年程度であり、今後 100 年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としています。歴史的記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。

令和5年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
	(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震です。 30年以内の発生確率はほぼ0から6%です。	(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震です。
	(参考) 慶長型地震	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5の正断層型の地震です。	(参考) 慶長型地震	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5の正断層型の地震です。
	(参考) 明応型地震	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震です。	(参考) 明応型地震	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震です。
	(参考) 元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	相模トラフで発生する海溝型と国府津-松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震です。	(参考) 元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	相模トラフで発生する海溝型と国府津-松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震です。
	※ 表中の発生確率については「長期評価による地震発生確率値の更新について（地震調査研究推進本部：令和5年1月13日）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価をもとに更新。			

令和5年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
25	第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 (略) 立地適正化計画等を踏まえ、住宅を<u>居住誘導区域</u>に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。	第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 (略) 立地適正化計画等を踏まえ、住宅を<u>安全な立地</u>に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を推進するよう努めます。
27	第2 橋りょうの整備 <u>道路や河川等に架かる橋りょうの法点検や長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施することにより、利用者が安心安全に通行できる施設環境を維持します。</u> <u>また、早期措置の必要性がある橋りょうの修繕完了後は、順次地</u>	第2 橋りょうの整備 <u>既設の橋りょうは、耐震性調査結果に基づき昭和59年度より緊急輸送道路等に架かる橋りょうから優先的に順次落下防止対策の工事を実施してきましたが、橋りょう長寿命化修繕計画のメニュー創設に伴い、市で位置づけている重要橋りょうについて、健全度調</u>

頁	改正後	改正前
32	<u>震対策が必要な橋りょうの耐震化を図り、不測の災害に備えていきます。</u> 第 2 警戒避難体制の整備 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 (略) <u>また、土砂災害警戒区域に設置したセンサーにより、周辺住民に土砂災害発生の警報を周知します。</u>	<u>査の結果に基づき修繕計画を策定し、計画的に耐震化を図り、不測の災害に備えていきます。</u> 第 2 警戒避難体制の整備 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 (略)
33	第 1 上水道 市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。 管路については、耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。 <u>広域避難所等に設置している飲料水兼用耐震性貯水槽については、発災時に支障なく使用できるよう、適切な維持管理に努めます。</u>	第 1 上水道 市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。 <u>また、管路については、耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。</u>
36	第 9 節 建築物の安全確保対策 第 2 既存建築物の耐震性の強化 市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに「小田原市耐震改修促進計画（令和 4 年 3 月）」に基づき、昭和 56 年以前に	第 9 節 建築物の安全確保対策 第 2 既存建築物の耐震性の強化 市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに「小田原市耐震改修促進計画（令和 4 年 4 月）」に基づき、昭和 56 年以前に

頁	改正後	改正前
37	新耐震設計基準によらずに建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。 エ 木造住宅耐震診断費補助、耐震改修費補助事業を実施し、<u>旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進するとともに、除却工事費についても支援します。</u> <u>(削除)※以下項番ずれ</u> <u>6 空き家対策</u> <u>空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、空き家の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進により空き家の削減に努めます。</u>	新耐震設計基準によらずに建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。 エ 木造住宅耐震診断費補助、耐震改修費補助事業を実施し、木造住宅の耐震性の向上<u>又は除却を積極的に促進します。</u> <u>3 住宅の倒壊対策</u> <u>災害時に家屋が倒壊した場合においても、屋内に安全な空間を作り出し、生命、身体の防護を図ることのできる耐震シェルター等の設置に関して、補助制度等についての周知を行うなど、住宅の倒壊から命を守る取組を推進していきます。</u> <u>7 空き家対策</u> <u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めます。</u>
38	第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実 1 通信施設の整備拡充 災害時における通信体制の確立を図るため、無線通信施設の整備拡	第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実 1 通信施設の整備拡充 災害時における通信体制の確立を図るため、無線通信施設の整備拡

頁	改正後	改正前
39	充と合わせて、他の関係機関等の通信施設の活用を図ります。 また、災害時に市災害対策本部及び小田原警察署等の防災関係機関や電気、ガス、医療等の生活関連機関との連絡体制を確保するための衛星電話等の通信機器を<u>活用します</u>。 <u>3 広域災害救急医療情報システム(E M I S)の活用</u> 厚生労働省により、平成26年8月に改修・整備された広域災害救急医療情報システム(E M I S)を活用し、都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。 今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。 第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実 <u>6 災害対応におけるDXの推進</u> <u>情報通信分野におけるデジタル技術の革新が進む中、情報収集や救出・救助、被災者支援など、災害対応のあらゆる場面で、A Iやデジタル技術を活用し、災害対策の高度化を促進する、防災におけるDXの推進に努めます。</u>	充と合わせて、他の関係機関等の通信施設の活用を図ります。 また、災害時に市災害対策本部及び小田原警察署等の防災関係機関や電気、ガス、医療等の生活関連機関との連絡体制を確保するための衛星電話等の通信機器の<u>導入を検討します</u>。 <u>3 防災情報システムの活用</u> <u>地震、風水害及びその他の災害時における迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、市防災情報システムが平成13年3月より稼働しています。</u> <u>また、</u>厚生労働省により、平成26年8月に改修・整備された広域災害救急医療情報システム(E M I S)を活用し、都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。 今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。 第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実 (追加)

頁	改正後	改正前
40	第4 防災拠点等の機能確保 (略) また、「<u>小田原市災害時トイレ確保計画</u>」(令和5年3月)に基づき、災害用マンホールトイレの設置等、防災拠点等の機能の強化に努めます。 なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。 更に、<u>避難所等</u>への太陽光発電設備や蓄電池設備の整備、災害時における電動車両による電力供給に関する協定を活用し、停電時における電力供給体制を確立します。 ◆資料〇-〇：マンホールトイレ設置状況 ◆資料〇-〇：小田原市災害時トイレ確保計画 ◆協定3-5：電気自動車を活用した災害連携協定（<u>神奈川日産自動車(株)、(株)日産サテリオ湘南、日産プリンス神奈川販売(株)</u>） ◆協定3-6：災害時における電動車両等の支援に関する協定（東日本三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)） ◆資料6-13：太陽光発電設備、蓄電池設備設置校一覧 ◆協定〇-〇：小田原市、日本交通横浜株式会社及び株式会社 Mobil Technologies の包括連携協定 ◆協定〇-〇：小田原市と富士急湘南バス株式会社との包括連携協定 ◆協定〇-〇：小田原市と箱根モビリティサービス株式会社との包	第4 防災拠点等の機能確保 (略) また、災害用マンホールトイレの設置等、防災拠点等の機能の強化に努めます。 なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。 更に、<u>一部の避難所</u>への太陽光発電設備や蓄電池設備の整備、災害時における電動車両による電力供給に関する協定を活用し、停電時における電力供給体制を確立します。 ◆資料6-13：太陽光発電設備、蓄電池設備設置校一覧 ◆協定3-6：災害時における電動車両等の支援に関する協定（東日本三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)）

頁	改正後	改正前
	<u>括連携協定</u>	
43	イ 飲料水兼用耐震性貯水槽の <u>活用</u> 地震時における飲料水及び消火用の水源を確保するため、 <u>広域避難所等に整備されている飲料水兼用耐震性貯水槽を活用します。</u>	イ 飲料水兼用耐震性貯水槽の <u>整備</u> 地震時における飲料水及び消火用の水源を確保するため、 <u>必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討します。</u>
48	2 空き <u>室</u> の把握 市は、災害時における被災者の住居として利用可能な <u>市営住宅の空き室</u> の把握に努め、災害時に迅速に <u>あつ旋</u> できるよう、あらかじめ体制を整備します。	2 空き <u>家等</u> の把握 市は、災害時における被災者の住居として利用可能な <u>公営住宅や空き家等</u> の把握に努め、災害時に迅速に <u>あつ旋</u> できるよう、あらかじめ体制を整備します。
	第10 感染症対策 市は、感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難所等におけるレイアウトや動線等の確認など、感染症対策を取り入れた防災対策を推進します。 感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館	第10 感染症対策 市は、 <u>新型コロナウイルス感染症</u> の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難所等におけるレイアウトや動線等の確認など、感染症対策を取り入れた防災対策を推進します。 感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館

頁	改正後	改正前
49	等の活用等を含めて検討するよう努めます。 第2 被災者支援 2 個別避難計画の<u>作成</u> 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>作成</u>に努めます。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討します。</u> <u>なお、個別避難計画の作成に際しては、必要に応じて県から財政面、技術面の支援を受けます。</u> 3 緊急通報システム等の整備 市は、一人暮らし高齢者及び単身の障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を<u>推進する</u>とともに、在宅者の安全性を高めます。	等の活用等を含めて検討するよう努めます。 第2 被災者支援 2 個別避難計画の<u>策定</u> 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>策定</u>に努めます。 3 緊急通報システム等の整備 市は、一人暮らし高齢者及び単身の障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に<u>努める</u>とともに、在宅者の安全性を高めます。
53	第1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び確保 市及び関係機関は、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、要配慮者、女性、子どもにも配慮した防災資機材等の整備及び食料、飲料水、生活必需品等の確保を図るとともに防災倉庫の<u>確保</u>に努めます。 また、備蓄を行うにあたっては、「小田原市災害時備蓄計画」(令和	第1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び確保 市及び関係機関は、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、要配慮者、女性、子どもにも配慮した防災資機材等の整備及び食料、飲料水、生活必需品等の確保を図るとともに防災倉庫の<u>増設</u>に努めます。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、

頁	改正後	改正前
61	5年9月)に基づくとともに、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の備蓄に努めるとともに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮することに加え、事業者と連携した流通備蓄による供給体制を構築します。 4 感染症対策物資の確保 市は、感染症の発生を踏まえ、マスクや手指消毒液、段ボールベッド、間仕切用テント、間仕切用パーティションなど、感染症対策物資の確保に努めます。 第2 防災資機材等の整備 (略) <u>なお、物資の輸送管理に関しては、ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（平成31年3月国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室）を参考に実施します。</u> また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めます。 第1 上水道 市では、非常用自家発電設備等の設置や、応急復旧資機材の備蓄、	物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の備蓄に努めるとともに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮します。 4 感染症対策物資の確保 市は、<u>新型コロナウイルス</u>感染症の発生を踏まえ、マスクや手指消毒液、段ボールベッド、<u>パーテーション</u>など、感染症対策物資の確保に努めます。 第2 防災資機材等の整備 (略) また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めます。 第1 上水道 市では、非常用自家発電設備等の設置や、応急復旧資機材の備蓄、

頁	改正後	改正前
64	及び浄水工程に使用する薬品の確保に努めています。 また、公益社団法人日本水道協会会員による相互応援や災害応急復旧工事等に関する協定の締結により、復旧体制の強化を図っており、災害拠点病院や広域避難所等の重要給水施設への配水再開など計画的な応急復旧に努めます。 第1 市民等への周知 (略) また、自主防災組織の規約及び防災計画の作成を促進するとともに、地区の特性に合わせて地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画（地区防災計画）の作成を支援します。 <u>なお、地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、小田原市防災会議が必要と認める時は地域防災計画の中に位置づけます。</u> ◆資料〇-〇：地区防災計画作成状況	及び浄水工程に使用する薬品の確保に努めています。 また、公益社団法人日本水道協会会員による相互応援や災害応急復旧工事等に関する協定の締結により、復旧体制の強化を図っており、災害拠点病院をはじめとする医療機関や広域避難所等の重要給水施設への配水再開など計画的な応急復旧に努めます。 第1 市民等への周知 (略) また、自主防災組織の規約及び防災計画の作成を促進するとともに、地区の特性に合わせて地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画（地区防災計画）の作成を支援します。
67	(4) 防災訓練に係る補助 ア 防災訓練開催に伴う経費について、自治会連合会において実施する場合には補助を行います。	(4) 防災訓練に係る補助 ア <u>自主防災組織が実施する防災訓練のうち、市消防職員の指導による消火訓練で、自主防災組織が使用した消火器の詰替を行います。</u> イ 防災訓練開催に伴う経費について、自治会連合会において実施

頁	改正後	改正前
71	4 小田原市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備 市は、大規模な地震発生後の復旧・復興にあたり、NPO・ボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、市社会福祉協議会や各種団体等と協働して、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルについて、随時内容の検証・見直しを行います。<u>マニュアルにおいては市と関係機関の役割分担等を定めるよう努め、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化します。</u> 2 職員必携書 防災に関する技術、知識を身につけ、災害が発生してもこれに対処できるよう「災害対策のてびき」を市職員に示し、その周知徹底を図るとともに、その内容については適宜修正をします。 第5 その他の防災知識の普及・啓発 市は、市民の適切な避難や防災行動に資するハザードマップや地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともにホームページへの公開や研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努めます。	する場合には補助を行います。 4 小田原市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備 市は、大規模な地震発生後の復旧・復興にあたり、NPO・ボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、市社会福祉協議会や各種団体等と協働して、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルを整備するとともに、随時内容の検証・見直しを行います。 2 職員必携書 防災に関する技術、知識を身につけ、災害が発生してもこれに対処できるよう「災害対策のてびき」を市職員に配布し、その周知徹底を図るとともに、その内容については適宜修正をします。 第5 その他の防災知識の普及・啓発 市は、市民の適切な避難や防災行動に資する防災マップや地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともにホームページへの公開や研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努めます。

頁	改正後	改正前
77	第 2 災害対策本部等の設置 1 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の設置基準 ＜市災害対策本部の設置基準＞ ● <u>市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。</u> ● <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> ● <u>市内で気象庁発表による震度 5 弱以上の地震があったとき。</u> ● <u>市内に大津波警報が発表されたとき。</u> ● <u>その他の状況により、市長が配備を指示したとき。</u>	第 2 災害対策本部等の設置 1 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の設置基準 ＜市災害対策本部の設置基準＞ ● <u>市内で気象庁発表による「震度 5 弱」以上の地震があったとき。</u> ● <u>気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報を発表したとき。</u> ● <u>横浜地方気象台から市域を対象とする特別警報（緊急地震速報【震度 6 弱以上】、大津波警報）が発表されたとき。</u> ● <u>その他、地震、火災及び爆発等大規模な災害が発生し、設置の必要があると認められるとき。</u>
79	2 動員の発令 (略) イ 消防部、<u>福祉・医療部（市立病院）</u>の動員は、それぞれ<u>消防長、病院長</u>が行います。 5 職員の動員計画 (2) 非常配備 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を知ったとき、<u>震度 5 強以上</u>の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたときは、小田原市災害対策本部規程第 5 条に規定する動員 3 号体制及び小田原市災害初動体制規程に基づき、速やかに非常配備につき	2 動員の発令 (略) イ 消防部、<u>医療救援部（医療関係部門）</u>の動員は、それぞれ<u>の所属長</u>が行います。 5 職員の動員計画 (2) 非常配備 <u>警戒宣言等の発令及び地震災害時の動員は、</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を知ったとき、<u>震度 5 弱以上</u>の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたときは、小田原市災害対策本部規程第 5 条に規定する<u>（資料 2-13）</u>動員 3 号体制及び小

頁	改正後	改正前
83	ます。 4 広報活動の方法 (1) 直接広報 広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。 <u>ア スマートフォン向け防災アプリ「おだわら防災ナビ」</u> <u>イ 防災行政無線</u> <u>ウ 広報車</u> <u>エ 市ホームページ</u> <u>オ 防災メール</u> <u>カ FMおだわら</u> <u>キ 広報小田原</u> <u>ク FAX</u> <u>ケ 緊急速報メール</u>	田原市災害初動体制規程(資料2-20)に基づき、速やかに非常配備につきます。 4 広報活動の方法 (1) 直接広報 広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。 <u>ア 防災行政無線</u> <u>イ 広報車</u> <u>ウ 市ホームページ</u> <u>エ 防災メール</u> <u>オ FMおだわら</u> <u>カ 広報小田原</u>
84	2 無線通信 (1) 防災行政無線(固定系) 防災行政無線(固定系)の運用については、「<u>小田原市防災行政無線(固定系)放送要綱</u>」に基づき行います。 (4) 消防無線 消防無線の運用については、「<u>小田原市消防通信取扱規程</u>」に基づき行います。 (5) 消防団無線 消防団無線の運用については、「<u>小田原市消防団無線局管理運用規程</u>」に基づき行います。	2 無線通信 (1) 防災行政無線(固定系) 防災行政無線(固定系)の運用については、<u>消防部隊は「小田原市消防通信取扱規程」、消防団は「小田原市消防団無線局管理運用規程」に基づき行います。</u> (4) 消防無線 消防無線の運用については、<u>小田原市消防計画の定めるところによります。</u> (5) <u>追加、以降項番ずれ</u>

頁	改正後	改正前
87	2 消防活動 (2) 初動体制の確立 ア 消防部の措置等 (イ) 通信指令体制の確立 消防指令センターは、通信施設の機能試験を行い、<u>指令通信体制</u>の確立にあたります。 (ウ) 被害状況の確認 各署所の職員に<u>指示</u>し、署所周辺の被害状況、海岸監視、防潮扉の閉鎖措置等について<u>報告</u>させます。 (2) 初動体制の確立 ウ 消防団の措置 (ア) 消防団本部、分団本部の開設 消防団の指揮、連絡体制を確立するため、<u>消防団本部及び消防団待機宿舎に分団本部（2以上の消防団待機宿舎のある分団にあつては、分団長の指定する消防団待機宿舎とする。）</u>を開設します。	2 消防活動 (2) 初動体制の確立 ア 消防部の措置等 (イ) 通信指令体制の確立 消防指令センターは、通信施設の機能試験を行い、<u>指令、通信体制</u>の確立にあたります。 (ウ) 被害状況の確認 各署所の職員に<u>指令</u>し、署所周辺の被害状況、海岸監視、防潮扉の閉鎖措置等について<u>速報</u>させます。 (2) 初動体制の確立 ウ 消防団の措置 (ア) 消防団本部、分団本部の開設 消防団の指揮、連絡体制を確立するため、<u>市消防統括本部のもとに消防団本部、分団詰所に分団本部（2以上の分団詰所のある分団にあつては、分団長の指定する分団詰所とする。）</u>を開設します。
88	(エ) 消火活動 地震災害発生と同時に<u>消防団待機宿舎</u>に参集して出動体制を整えます。 (4) 消防部隊の運用 ア 部隊運用は、発災後においては、市消防統括本部において<u>運用</u>することを基本とします。	(エ) 消火活動 地震災害発生と同時に<u>分団詰所</u>に参集して出動体制を整えます。 (4) 消防部隊の運用 ア 部隊運用は、発災後においては、市消防統括本部において<u>一括運用統制</u>することを基本とします。

頁	改正後	改正前
97	ただし、災害の状況により情報の収集が制限され又は困難となった場合、その他市消防統括本部において運用することが困難となった場合は、発災場所を受持区域とする署所に運用業務を一時的に委ねるものとします。 (5) 無線通信の運用 ア 無線通信系統 無線通信系統は、<u>共通波（統制波、主運用波）及び活動波（市波・救急波）</u>によります。 表中 給食給水班 (兼物品配分) 市災害対策本部からの食料及び飲料水が不足する場合や遅延する場合等においては、民間ボランティアの協力により必要に応じ炊き出しや、<u>応急給水口及び飲料水兼用耐震性貯水槽</u>を利用した給水活動を行うほか、給水車による給水の際の秩序の維持に必要な活動を行います。 また、広域避難所へ配送された食料及び物品等については、受払簿等により管理し、搬入、仕分け、保管及び配分を行います。	ただし、災害の状況により情報の収集が制限され又は困難となった場合、<u>必要部隊の不足等の事態に至った場合、</u>その他市消防統括本部において<u>一括運用統制</u>することが困難となった場合は、発災場所を受持区域とする<u>署所の中隊長</u>に運用業務を一時的に委ねるものとします。 (5) 無線通信の運用 ア 無線通信系統 無線通信系統は、<u>消防波（統制波、共通波（主運用波）、活動波（市波・救急波）</u>によります。 表中 給食給水班 (兼物品配分) 市災害対策本部からの食料及び飲料水が不足する場合や遅延する場合等においては、民間ボランティアの協力により必要に応じ炊き出し及び<u>ろ水機</u>を利用した給水活動を行うほか、給水車による給水の際の秩序の維持に必要な活動を行います。 また、広域避難所へ配送された食料及び物品等については、受払簿等により管理し、搬入、仕分け、保管及び配分を行います。
98	2 広域避難所における時期別の課題等 (1) 初動期（1日～3日） キ 水洗トイレの使用可否の確認と、代替措置の実施	2 広域避難所における時期別の課題等 (1) 初動期（1日～3日） キ 水洗トイレの使用可否の確認と、代替措置の実施

頁	改正後	改正前
	(イ) 使用できない場合は、水洗トイレの使用を速やかに中止することを徹底し、携帯トイレの設置を行います。<u>また、マンホールトイレが整備されている広域避難所においては、あわせてマンホールトイレを設置します。</u>	(イ) 使用できない場合は、水洗トイレの使用を速やかに中止徹底し、携帯トイレの設置を行います。
101	2 帰宅困難者への支援 (2) 避難誘導及び治安維持等 ア 周辺の土地に不案内な観光客等に的確な行動を促すため、<u>デジタルサイネージ等を活用し</u>十分な情報提供を行います。	2 帰宅困難者への支援 (2) 避難誘導及び治安維持等 ア 周辺の土地に不案内な観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。
102	2 市営住宅等の<u>空き室</u>の活用 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、被災者の一時入居のため、市営住宅の<u>空き室</u>を積極的に活用します。また、<u>神奈川県から情報提供される民間賃貸住宅の空き室についても、借上げに</u>関して、神奈川県と連絡・調整を行いながら活用していきます。	2 市営住宅等の<u>空家</u>の活用 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、被災者の一時入居のため、市営住宅の<u>空家</u>を積極的に活用します。また、市は、<u>民間アパート等の空室についても、その施設管理者に対し、応急住宅としての提供を要請</u>します。
104	(5) 福祉施設への収容 ア 広域避難所での<u>一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアが必要な要配慮者</u>については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる施設を福祉避難所として、家族単位により収容します。 (略) イ 福祉施設の運営にあたっては、潜在看護師、潜在保健師及び市	(5) 福祉施設への収容 ア 広域避難所での<u>対応が困難となった要配慮者</u>については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる施設を福祉避難所として、家族単位により収容します。 (略) イ 福祉施設の運営にあたっては、潜在看護師、潜在保健師及び市

頁	改正後	改正前
	社会福祉協議会の協力のもとにボランティアを配置するとともに、要配慮者の生活上の支援のため、ケースワーカー、ホームヘルパー等を必要に応じ派遣します。 なお、メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、県保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設の協力を働きかけます。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の配慮に努めます。</u>	社会福祉協議会の協力のもとにボランティアを配置するとともに、要配慮者の生活上の支援のため、ケースワーカー、ホームヘルパー等を必要に応じ派遣します。 なお、メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、県保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設の協力を働きかけます。
110	8 広域火葬応援体制 被災状況により市の火葬場の能力を超えたときは、<u>「神奈川県広域火葬計画」</u>に基づき他自治体の火葬場で火葬を実施します。	8 広域火葬応援体制 被災状況により市の火葬場の能力を超えたときは、<u>広域火葬応援体制</u>に基づき他自治体の火葬場で火葬を実施します。
111	2 <u>対象者</u> <u>(1) 避難所避難者で食料の確保ができない者</u> <u>(2) 避難所外避難者で食料の確保ができない者</u> <u>(3) 帰宅困難者</u> <u>(4) 救出救援活動に従事する者</u> <u>(5) その他市長が必要と認めた者</u> <u>(削除)</u>	2 <u>災害時における食料の応急配給</u> <u>(1) 応急配給を行う場合</u> <u>災害が発生し、又はそのおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合</u> <u>(2) 応急供給の対象及び配給方法等</u> <u>表 応急供給の対象及び配給方法等</u>

頁	改正後	改正前
	(削除)	<u>(3) 応急配給品目</u> <u>応急配給品目は、原則として米穀とするが、状況によりクラッカー等とします。</u> <u>(4) 応急配給の数量</u> <u>1人あたりの配給数量は、前表の1食あたり精米配給限度量のとおりです。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、クラッカー等については、定まった配給量のほかに加配することができます。</u> <u>(5) 安全な地域に避難した被災者に対する配給及び転出人の取扱</u> <u>ア 大規模災害発生により急きょ被災地から避難したため、又は市庁舎が被災し、公務を遂行することが事実上不可能な事情のため、転出証明書の交付を受けることができなかった被災者であつて、安全な地域の親類、縁者、知人等の世帯に避難し、当分の間滞留する者に対する配給は、避難者からの申し出があれば、市長が罹災者証明書等により被災者である旨の確認を行い、1人1箇月あたり基本配給数量15kgの精米を限度として配給することができます。</u> <u>イ 避難者の滞留期間が長期になる場合は、転出証明書（同一市内の場合は、市内異動通知書によります。）の交付を受けて正規の転入手続きによって通常の配給に切替えます。</u> <u>(6) 県知事への報告</u> <u>市長は、緊急に配給の必要がある場合は、現地供給機関と協議し配給を実施することができますが、事後速やかに災害の発生日時、場</u>

頁	改正後	改正前
112	<u>3 調達・供給方法</u> <u>(1) 公的備蓄食料の供給</u> <u>自助・共助を補完する位置付けとして市が避難所等に備蓄している公的備蓄食料を供給します。</u> <u>(2) 災害協定に基づく調達・供給</u> <u>災害時における食料等の調達に係る協定に基づき、協定締結事業者及び団体等へ要請を行い、食料を供給します。</u> <u>(3) 流通備蓄による供給</u> <u>流通備蓄の方式で備蓄する物資の輸送を委託事業者及び協定締結事業者に要請し、供給します。</u> <u>(4) 救援物資の要請</u> <u>(1) から (3) による供給でなお不足が生じる場合は、県知事に対して救援物資の要請を行い、供給します。</u> <u>4 食料の輸送</u> <u>「災害時における物資の輸送に関する協定」に基づき、協定締結事業者を中心として集中備蓄用倉庫及び地域内輸送拠点並びに民間の物資集積拠点の管理・運営を実施するほか、災害対策本部との連携のもと各避難所のニーズを把握した上で食料を輸送します。</u> <u>なお、避難所での配分の際は、在宅での避難や車中避難など、様々</u>	<u>所、配給人員、配給品目、配給数量及び現場受領責任者等について県知事に報告します。</u> <u>3 主要食料の調達方法</u> <u>(1) 米穀の調達方法</u> <u>小規模の災害については、市内米穀販売事業者との協定により調達し供給します。</u> <u>市長は被害の状況により市内米穀販売事業者所有の米穀のみでは供給が困難な場合には、災害応急用米穀の供給を県知事に要請します。</u> <u>また、災害救助法が適用された場合、政府所有米の供給に関して、県知事に供給を要請します。</u> <u>市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県知事の指示を受けえない場合には、災害救助法適用期間中は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に要請します。 (1)</u> <u>(2) 備蓄食料等の調達方法</u> <u>市長は、備蓄食料等の備蓄食料を活用した食料品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、市内業者等から調達します。</u> <u>(3) ミルクの調達方法</u> <u>乳幼児のミルク（液体ミルクを含む）は、備蓄を活用して提供に努めるとともに不足した場合には、市長が適宜調達します。</u> <u>調達が困難な場合は、県知事に対して支援要請します。</u> <u>4 副食、調味料の調達方法</u>

頁	改正後	改正前
	<u>な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者にも考慮します。</u> <u>5 学校給食施設における炊き出し</u> 施設の安全を確認し、ライフライン（電気・ガス・水道等）が復旧した時点で、炊き出しを行います。 <u>（１） 炊き出しのための施設は、市内小学校、学校給食センター、橘・豊川・国府津学校給食共同調理場とします。</u> <u>（２） 学校給食施設における炊き出しは、自主防災組織等の協力を得て、その施設に属する栄養士、調理員を中心に行います。</u> なお、状況に応じて各施設の職員が相互に応援、協力するものとします。 <u>6 食料の供給の期間等</u> 食料の供給の実施期間は、「<u>小田原市災害時備蓄計画</u>」並びに<u>県や他自治体からの救援物資及び国のプッシュ型支援における計画を踏まえ、災害発生の日から7日を目安とします。</u> ◆資料 6-2：備蓄物資一覧	<u>醤油、味噌、塩、梅干等の副食、調味料については市内の販売業者に依頼し、市長が適宜調達します。調達が困難な場合は、県知事に支援要請します。</u> <u>5 パンの調達方法</u> 市内の販売業者に依頼し、市長が適宜調達します。 <u>調達が困難な場合は、県知事に対して支援要請します。</u> <u>6 学校給食施設における炊き出し</u> 施設の安全を確認し、ライフライン（電気・ガス・水道等）が復旧した時点で、炊き出しを行います。 <u>ア 炊き出しのための施設は、市内小学校、学校給食センター、橘・豊川・国府津学校給食共同調理場とします。</u> <u>イ 学校給食施設における炊き出しは、自主防災組織等の協力を得て、その施設に属する栄養士、調理員を中心に行います。</u> なお、状況に応じて各施設の職員が相互に応援、協力するものとします。 <u>7 食料の供給の期間等</u> <u>ア 食料の供給の実施期間は、災害発生の日から7日以内とします。</u> <u>イ 応急給食を実施するため、備蓄その他の方法により、食料確保につき平常時において検討しておくものとします。</u> ◆資料 6-2：備蓄物資一覧

頁	改正後	改正前
113	◆資料 6-5：市内学校給食施設状況 ◆資料 6-6：学校給食センター主要設備の内容 ◆協定 1-1：米穀の調達に関する協定書（ヤオマサ㈱等） ◆<u>協定 1-3：災害時における生鮮食料品の調達に関する協定書（青果商業協同組合等）</u> ◆<u>協定 1-8、1-9：災害時における物資の調達に関する協定書（小田原百貨店、ヤオマサ等）</u> ◆<u>協定 4-1：災害時における物資の輸送等に関する協定書（（一社）トラック協会）</u> ◆<u>協定 4-2：災害時における物資の輸送等に関する協定書（佐川急便株式会社）</u> 3 飲料水の確保 飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、<u>応急給水口</u>により確保します。 4 被災者への給水方法 ア 上水道の水は、給水車、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋、等により、（資料 6-<u>11</u>）に示す給水場所において被災者に供給します。<u>また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u>	◆資料 6-5：市内学校給食施設状況 ◆資料 6-6：学校給食センター主要設備の内容 ◆協定 1-1：米穀の調達に関する協定書（ヤオマサ㈱等） 3 飲料水の確保 飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、<u>緊急遮断弁付受水槽、井戸又はプールの水をろ過することにより確保します。</u> 4 被災者への給水方法 ア 上水道の水は、給水車、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、（資料 6-10）に示す給水場所において被災者に供給します。
114	2 <u>対象者</u>	2 <u>災害時における衣料等物資の供給</u>

頁	改正後	改正前
	(1) <u>避難所避難者で生活必需品の確保ができない者</u> (2) <u>避難所外避難者で生活必需品の確保ができない者</u> (3) <u>帰宅困難者</u> (4) <u>その他市長が必要と認めた者</u> <u>3 生活必需品の調達・供給</u> <u>(1) 品目</u> 災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認める最小限度のものとしします。 なお、被災者から求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、季節等の実情を考慮します。 ア 寝具類 : 毛布、布団 イ 衣料 : 作業衣、子供服、肌着、靴下等 ウ 衛生用品 : 生理用品、子供用おむつ、大人用おむつ エ トイレ用品 : 携帯トイレ・簡易トイレ、<u>トイレットペーパー</u> オ 炊事用具 : 包丁、鍋等 カ 食器類 : 茶碗、皿、箸等 キ 日用雑貨類 : 石鹸、タオル、バケツ等 ク 光熱材料 : 懐中電灯、電池、ローソク、プロパンガス等	(1) <u>生活必需品供給対象者</u> <u>災害によって住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物品を直ちに入手することができない状態にあると認めた者としします。</u> <u>(2) 生活必需品の供給範囲</u> 災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認める最小限度のものとしします。 なお、被災者から求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、季節等の実情を考慮します。 ア 寝具類 : 毛布、布団 イ 衣料 : 作業衣、子供服、肌着、靴下等 ウ 炊事用具 : 包丁、鍋等 エ 食器類 : 茶碗、皿、箸等 オ 日用雑貨類 : 石鹸、タオル、バケツ等 カ 光熱材料 : 懐中電灯、電池、ローソク、プロパンガス等 キ 食料 : <u>パン類、めん類、副食、調味料等（主要食料を除く）</u>

頁	改正後	改正前
115	(2) 供給・調達方法 ア 公的備蓄物資の供給 自助・共助を補完する位置付けとして市が避難所等に備蓄している公的備蓄物資を供給します。 イ 災害協定に基づく調達・供給 災害時における生活必需物資の調達に係る協定等に基づき、協定締結事業者及び団体等へ要請を行い、生活必需品を供給します。 ウ 流通備蓄による供給 流通備蓄の方式で備蓄する物資の輸送を委託事業者及び協定締結事業者に要請し、供給します。 エ 救援物資の要請 アからウによる供給でなお不足が生じる場合は、県知事に対して救援物資の要請を行い、供給します。 4 生活必需品の輸送 食料と同様に協定締結事業者に要請します。 ◆協定4-1: 災害時における物資の輸送等に関する協定書((一社)トラック協会) ◆協定4-2: 災害時における物資の輸送等に関する協定書(佐川急便株式会社) 3 受け入れ方法 救援物資は、地域内輸送拠点(救援物資ターミナル)または物資集積拠点で受け付け、仕分け等の業務を行います。<u>業務の実施にあた</u>	3 物資の調達方法 「災害時における生活必需物資の調達に関する協定書」及び「災害時におけるLPG(液化石油ガス)及び器具の調達に関する協定書」等に定めるところにより、物資を調達します。 4 物資の輸送及び配分 ア 車両等を使用し、物資を避難所等へ輸送します。 イ 調達された物資は、被災者数に応じて各避難所ごとに配分することを原則とします。 ウ 避難所での配分の際は、在宅での避難や車中避難など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者にも考慮します。 3 受け入れ方法 救援物資は、地域内輸送拠点(救援物資ターミナル)または物資集積拠点で受け付け、仕分け等の業務を行います。

頁	改正後	改正前
	<u>っては、災害時における物資の輸送に関する協定の締結事業者を中心とした運営を要請するものとします。</u> なお、個人からの救援物資については原則受け入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。 <u>(1) 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替えます。</u> <u>(2) 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記します。</u> <u>(3) 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとします。</u>	なお、個人からの救援物資については原則受け入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。 <u>ア 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替えます。</u> <u>イ 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記します。</u> <u>ウ 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとします。</u>
116	5 物資の輸送及び配分 <u>救援物資は、災害対策本部との連携のもと各避難所のニーズ及び在宅での避難や車中避難など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者にも考慮した上で輸送します。</u>	5 物資の輸送及び配分 <u>ア 車両等を使用し、物資を避難所等へ輸送します。</u> <u>イ 救援物資は、避難所の要望に応じて配分します。</u>
123	(4) 航空機（ヘリコプター） 市は、<u>必要に応じて第三管区海上保安本部に要請するとともに、</u>陸上自衛隊、海上自衛隊の派遣は、県知事を通じて要請します。また、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。	(4) 航空機（ヘリコプター） 市は、第三管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊の派遣は、県知事を通じて要請します。また、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。
127	<u>2 上水道施設の応急復旧</u>	<u>2 水道施設の応急復旧</u>

頁	改正後	改正前
130	1 情報提供の手段内容 ア 発災時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次項の情報等を、防災行政無線やスマートフォン向けアプリ「小田原防災ナビ」等の情報伝達手段によるほか、報道機関等の協力を得て的確に提供するように努めます。	1 情報提供の手段内容 ア 発災時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次項の情報等を、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、報道機関等の協力を得て的確に提供するように努めます。
142	第2節 復興体制の整備 大規模災害発生後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。 また、平時から災害が発生した際のことを想定した事前復興の考え方を整理し、気候変動により激甚化・頻発化する災害に対し、迅速な復旧、復興が成し遂げられる災害に強いまちを目指します。 <u>なお、復興に資するソフト的対策を事前に準備する「復興事前準備」の取組を進めます。</u> 第2 人的資源の確保 本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。 このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて<u>会計年度任用職員</u>等の雇用を行います。	第2節 復興体制の整備 大規模災害発生後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。 また、平時から災害が発生した際のことを想定した事前復興の考え方を整理し、気候変動により激甚化・頻発化する災害に対し、迅速な復旧、復興が成し遂げられる災害に強いまちを目指します。 第2 人的資源の確保 本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。 このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて<u>臨時的任用職員</u>等の雇用を行います。

頁	改正後	改正前
147	<u>第3 事前復興計画の策定</u> <u>東日本大震災等の大規模災害時における復興まちづくりの課題・教訓として、計画策定等に必要な基礎データの未整備、大規模災害時の復興まちづくりに対応できる人材の不足、復興体制の早期整備等が挙げられています。</u> <u>本市においても神奈川県西部地震等の大規模災害時には同様の課題を抱えており、平時から災害が発生した際のことを想定し、被災後に迅速な復旧・復興を図るための事前準備として、事前復興計画の策定に取り組みます。</u> 2 応急復旧後の本格復旧・復興 市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、<u>漁港</u>等の（略） （5）災害廃棄物等 また、<u>倒壊家屋の解体処理</u>は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。	<u>（追加）</u> 2 応急復旧後の本格復旧・復興 市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、<u>港湾</u>等の（略） （5）災害廃棄物等 また、<u>家屋等の倒壊</u>は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。
	151 7 生活環境の確保 （1）食料品・飲料水の安全確保 市は、<u>上水道施設</u>の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います	7 生活環境の確保 （1）食料品・飲料水の安全確保 市は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います

頁	改正後	改正前
155	<u>(削除)</u>	第6章 東海地震に関する事前対策 (略)
182	第2節 南海トラフ地震に関する情報 (略) なお、南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生し、市内で <u>震度5強以上</u> が観測された場合については、「第4章 災害時の応急活動対策」及び「第7章 第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に基づき、応急活動対策を実施します。	第2節 南海トラフ地震に関する情報 (略) なお、南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生し、市内で <u>震度5弱以上</u> が観測された場合については、「第4章 災害時の応急活動対策」及び「第7章 第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に基づき、応急活動対策を実施します。
187	第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 2 小田原市防災対策連絡会等の開催 (略) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常配備体制のうち、準備体制または1号体制をとり、対応に係る職員は緊急参集します。	第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 2 小田原市防災対策連絡会等の開催 (略) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常時配備体制のうち、準備体制または1号体制をとり、対応に係る職員は緊急参集します。

頁	改正後	改正前
188	第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達 （略）市民等及び防災関係機関に対し、防災行政無線、緊急速報メール、<u>スマートフォン向け防災アプリ「おだわら防災ナビ」</u>、電話、電子メール等、可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容や具体的に取るべき行動を正確かつ広範に伝達します。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の市民等への周知 （略） また、市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、本部事務局情報<u>班</u>を配置します。 5 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 （2）避難状況の収集・報告 <u>市民救援部</u>は、開設された避難所に配置する職員からMC A無線等により次の情報を収集、集約し、災害対策本部の本部事務局に報告するとともに、必要に応じて関係機関に情報提供します。	第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達 （略）市民等及び防災関係機関に対し、防災行政<u>用</u>無線、緊急速報メール、電話、電子メール等、可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容や具体的に取るべき行動を正確かつ広範に伝達します。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の市民等への周知 （略） また、市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、本部事務局情報<u>員</u>を配置します。 5 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 （2）避難状況の収集・報告 <u>被災者支援チーム</u>は、開設された避難所に配置する職員からMC A無線等により次の情報を収集、集約し、災害対策本部の本部事務局に報告するとともに、必要に応じて関係機関に情報提供します。
193	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達 （略）市民等及び防災関係機関に対し、防災行政無線、緊急速報メ	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達 （略）市民等及び防災関係機関に対し、防災行政<u>用</u>無線、緊急速報

頁	改正後	改正前
	ール、 <u>スマートフォン向け防災アプリ「おだわら防災ナビ」</u> 、電話、電子メール等、可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容や具体的にとるべき行動を正確かつ広範に伝達します。	メール、電話、電子メール等、可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容や具体的にとるべき行動を正確かつ広範に伝達します。
201	第 2 水防の責任 <u>水防</u> 1 指定水防管理団体（市）の責任 水防管理者は、法第 4 条に基づく指定水防管理団体として、その区域の水防を十分に果たすため、次の事項を行います。 表中	第 2 水防の責任 <u>水防</u> 1 指定水防管理団体（市）の責任 水防管理者は、法第 4 条に基づく指定水防管理団体として、その区域の水防を十分に果たすため、次の事項を行います。 表中
202	<u>削除（以降番号ずれ）</u>	<u>8 水防協議会の設置</u>
203	<u>（削除）</u>	第 2 水防協議会 <u>水防</u> <u>水防法第 34 条第 5 項の規定により小田原市水防協議会の組織及び運営については、条例で定めるところによります。</u> <u>◆資料 2-5：小田原市水防協議会条例</u> <u>◆資料 2-6：小田原市水防協議会運営要綱</u> <u>◆資料 2-7：小田原市水防協議会委員・幹事名簿</u>
205	2 避難場所を開設する場合は、 <u>市民救援部</u> 及び公共施設所管課の職員等により開設します。	2 避難場所を開設する場合は、 <u>被災者支援チーム</u> 及び公共施設所管課の職員等により開設します。

頁	改正後	改正前
206	(4) 地下街及び要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等 ア 浸水想定区域内における地下街等 (略) 表中 <u>食料物資部</u> イ 浸水想定区域内における要配慮者利用施設 (略) 表中 <u>福祉・医療部</u>	(4) 地下街及び要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等 ア 浸水想定区域内における地下街等 (略) 表中 <u>産業対策部</u> イ 浸水想定区域内における要配慮者利用施設 (略) 表中 <u>福祉救護部</u>
207	ウ 浸水想定区域内における大規模工場等 (略) 表中 <u>食料物資部</u>	ウ 浸水想定区域内における大規模工場等 (略) 表中 <u>産業対策部</u>
212	2 避難体制等の整備 (1) 高潮ハザードマップの作成・公表 2 避難場所を開設する場合は、<u>市民救援部</u>及び公共施設所管課の職員等により開設します。	2 避難体制等の整備 (1) 高潮ハザードマップの作成・公表 2 避難場所を開設する場合は、<u>被災者支援チーム</u>及び公共施設所管課の職員等により開設します。
218	1 酒匂川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、横浜地方気象台と神奈川県河<u>港</u>課が共同して、酒匂川の区域を指定して水位又は流	1 酒匂川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、横浜地方気象台と神奈川県河<u>川</u>課が共同して、酒匂川の区域を指定して水位又は流量

頁	改正後	改正前
	量を示した洪水の予報を行います。 2 酒匂川洪水予報の種類・区域 <u>酒匂川洪水予報の種類・区域は、資料 8-9 酒匂川の洪水予報 の</u> <u>とおりとします。</u> <u>(表削除)</u> ◆資料 8-9 : <u>酒匂川の洪水予報</u>	量を示した洪水の予報を行います。 2 酒匂川洪水予報の種類・区域 <u>(表)</u>
219	3 酒匂川洪水予報観測所・基準水位（単位はm） <u>酒匂川洪水予報観測所・基準水位は、資料 8-9 酒匂川の洪水予</u> <u>報 のとおりとします。</u> <u>(表削除)</u> ◆資料 8-9 : <u>酒匂川の洪水予報</u>	3 酒匂川洪水予報観測所・基準水位（単位はm） <u>(表)</u>
219	第 3 水防警報 水防 水防警報は、洪水、津波又は高潮により周辺住民に重大な被害が生ずるおそれがあるとき、神奈川県内の土木事務所から発表され、市・町に水防活動が必要であることを通知します。 <u>水防本部長（神奈川県知事）が水防警報を行う河川、水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が水防警報を行う河川、水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が水防警報を行う海岸については、資料 8-16 水防警報を行う河川、海岸 の</u> <u>とおりとします。</u>	第 3 水防警報 水防 水防警報は、洪水、津波又は高潮により周辺住民に重大な被害が生ずるおそれがあるとき、神奈川県内の土木事務所から発表され、市・町に水防活動が必要であることを通知します。 <u>1 水防本部長（神奈川県知事）が行う河川</u> <u>(表)</u> <u>2 水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が行う河川</u> <u>(表)</u> <u>3 水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が行う</u>

頁	改正後	改正前
220	5 水防警報の種類・発表基準 <u>酒匂川洪水予報観測所・基準水位は、資料〇-〇 水防警報の種類・発表基準 のとおりとします。</u> <u>(表削除)</u> ◆資料〇-〇：<u>水防警報の種類・発表基準</u>	<u>海岸</u> <u>(表)</u> 5 水防警報の種類・発表基準 <u>(表)</u>
226	表中 水防警戒 2 号体制欄 水防警戒 1 号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員<u>及び配備職員</u>をもって対応する。 ※ 1 消防部及び<u>福祉・医療部（市立病院）</u>の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 ※ 2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、資料 2-19 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。 ※ 3 水防警戒 1 号体制から水防警戒 2 号体制に移行する際は、開庁時は本部事務局（防災対策課）、閉庁時は水防本部の<u>資源管理部（職員課）</u>が各所管に周知する。なお、水防警戒 2 号体制から災害対策本部の動員体制への移行の際も同様とし、水防本部を縮小する際は本部事務局（防災対策課）が各所管に周知する。	表中 水防警戒 2 号体制欄 水防警戒 1 号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。 ※ 1 消防部及び<u>医療救援部</u>の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 ※ 2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、資料 2-19 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。 ※ 3 水防警戒 1 号体制から水防警戒 2 号体制に移行する際は、開庁時は本部事務局（防災対策課）、閉庁時は水防本部の<u>企画調整部（職員課）</u>が各所管に周知する。なお、水防警戒 2 号体制から災害対策本部の動員体制への移行の際も同様とし、水防本部を縮小する際は本部事務局（防災対策課）が各所管に周知する。

頁	改正後	改正前
228	※4 市内で<u>震度5強以上</u>の地震が発生し津波注意報、津波警報が発表された際には、災害対策本部を設置し動員3号体制となる 2 河川利用者の安全確保 表中 県水防本部（河港課） 水防本部事務局（総括本部班 防災対策課 秘書室） 土木対策部（建設政策課 道水路整備課 農政課 水産海浜課） 上下水道対策部（経営総務課 下水道整備課 浄水管理課） 市民救援部（スポーツ課） （削除） 取水堰管理者	※4 市内で<u>震度5弱以上</u>の地震が発生し津波注意報、津波警報が発表された際には、災害対策本部を設置し動員3号体制となる 2 河川利用者の安全確保 表中 県水防本部（河川課） 水防本部事務局（防災対策課 秘書室 広報広聴室） 産業対策部（農政課 水産海浜課） 土木対策部（建設政策課 道水路整備課） 下水道対策部（経営総務課 下水道整備課） 避難収容部（スポーツ課） 給水対策部（経営総務課 浄水管理課） 出水堰管理者
229	2 取水堰、水門等の安全措置【 <u>土木対策部</u> 】	2 取水堰、水門等の安全措置【 <u>産業対策部</u> 】
231	第3 資機材及び施設の整備 水防 1 水防施設【消防部、土木対策部】	第3 資機材及び施設の整備 水防 1 水防施設【消防部、土木対策部、<u>産業対策部</u>】
232	2 輸送車両の確保【<u>資源管理部・食料物資部</u>】 水防本部が設置された場合、応急対策要員や物資等の輸送体制に使用	2 輸送車両の確保【<u>総務調査部</u>】 水防本部が設置された場合、応急対策要員等輸送体制に使用できる

頁	改正後	改正前
	用できる車両を<u>資源管理部と食料物資部が連携</u>し、輸送手段の競合を生じないよう十分に調整し、敏速に出動できる態勢を整えます。 なお、車両に不足を生じた場合は、<u>食料物資部が</u>「災害時における物資の輸送等に関する協定」及び「災害時における物資配送等に関する協定」に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動要請をします。	車両を<u>総務部が統括</u>し、輸送手段の競合を生じないよう十分に調整し、敏速に出動できる態勢を整えます。 なお、車両に不足を生じた場合は、「災害時における物資の輸送等に関する協定」及び「災害時における物資配送等に関する協定」に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動要請をします。
234	第9 水防活動の報告 <u>水防</u> 1 水防本部長への報告 水防本部各部長は、所属の水防活動状況及び被害状況等について、随時、市水防本部長に報告します。	第9 水防活動の報告 <u>水防</u> 1 水防本部長への報告 水防本部各<u>対策</u>部長は、所属の水防活動状況及び被害状況等について、随時、市水防本部長に報告します。
237	1 水防、避難情報の伝達 水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促します。市は、避難情報の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、避難対象地域の市民に迅速かつ的確に伝達します。 <u>また、ワイヤレスセンサー等を用いた住民参加型警戒・避難システムにより、河川や海岸などに設置したセンサーなどから得た情報を防災アプリを通して、災害情報や避難情報を地域や市民に早期に伝えるシステムを活用します。</u>	1 水防、避難情報の伝達 水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促します。市は、避難情報の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、避難対象地域の市民に迅速かつ的確に伝達します。 また、市は、同一の水系を有する市町間において、相互に避難情報を共有するよう努めます。

頁	改正後	改正前
	<u>なお、市は、同一の水系を有する市町間において、相互に避難情報を共有するよう努めます。</u> 2 市民への伝達方法 伝達方法 <u>1 スマートフォン向け防災アプリ「おだわら防災ナビ」</u> <u>2 防災行政無線</u> <u>3 戸別受信機・タブレット</u> <u>4 J：COM防災情報サービス</u> <u>5 防災メール</u> <u>6 テレホンサービス</u> <u>7 J：COMチャンネル小田原データ放送</u> <u>8 FMおだわら</u> <u>9 市ホームページ</u> <u>10 緊急速報メール</u> <u>11 市SNS</u> <u>12 広報車、消防車両等</u> <u>13 電話・ファクシミリ</u>	2 市民への伝達方法 伝達方法 <u>1 防災行政無線</u> <u>2 戸別受信機</u> <u>3 J:COM 防災情報サービス</u> <u>4 防災メール</u> <u>5 テレホンサービス</u> <u>6 J：COM チャンネル小田原データ放送</u> <u>7 FMおだわら</u> <u>8 市ホームページ</u> <u>9 緊急速報メール</u> <u>10 SNS</u> <u>11 広報車、消防車両等</u> <u>12 電話・ファクシミリ</u>
238	2 災害対策基本法に基づく避難の指示等 市長は、災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づき、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認</u>	2 災害対策基本法に基づく避難の指示等 市長は、災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づき、<u>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難の</u>

頁	改正後	改正前
239	めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができます。 第12 帰宅困難者対策 鉄道事業者等との情報共有体制を早期に確立し、運行情報などの把握に努めるとともに、計画運休などの事業者としての対策により、帰宅困難者の発生を抑制を図ります。 第14 ペット対策 風水害避難場所開設時においては、広域避難所（2次施設を除く）となる風水害避難場所と車中避難場所等において受け入れるものとしします。 また、第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第9 ペット対策」を準用します。	ための立退きを指示することができます。 第12 帰宅困難者対策 鉄道事業者等との連携・情報共有体制を確立し、早期にその運行情報などの把握に努め、これを市民及び事業者に事前に周知することにより、帰宅困難者の発生を抑制を図ります。 第14 ペット対策 第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第9 ペット対策」を準用します。
264	3 避難誘導 市は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、<u>富士山火山防災協議会が策定した富士山火山避難基本計画を踏まえ、溶岩流からの避難の考え方や広域避難の手順等を取りまとめた、神奈川県富士山火山広域避難指針を参考に具体的な避難計画の策定を進めます。</u>	3 避難誘導 市は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、<u>富士山火山避難基本計画（仮称）を参考に避難誘導を行います。</u>

緊急消防援助隊に係る小型救助車の配備について

1 配備の経緯

消防庁では、消防組織法第50条の規定による国有財産等の無償使用制度を活用し、大規模自然災害に備え、土砂災害をはじめとする大規模自然災害等のリスクが高い消防本部を対象に、機動力及び登坂能力に優れた「小型救助車」を配備し、緊急消防援助隊の充実強化を図っている。

本市が管轄する地域の特性などを踏まえ、小型救助車の配備を国に要望していたところ、令和5年（2023年）度に神奈川県としては初となる1台の配備が決定した。

2 小型救助車の概要

急傾斜地、浸水地などを走行可能なオフロード車両である。

また、タイヤでは走行できないような悪路では、クローラー（キャタピラ）に換えることで、更に走破性を高めることが可能である。



写真：株式会社ホワイトハウスより提供

長さ	3,050mm
幅	1,580mm
高さ	1,960mm
車両重量	940kg
車両総重量	1,633kg
定員	2名
燃料	ガソリン
最高時速	時速80km
登坂性能	30度以上の傾斜でも走行が可能

3 運用に係る費用

- (1) 大型特殊免許の取得
- (2) 車検及び法定点検費用
- (3) 小型救助車を積載する既存車両の機能強化

4 見込まれる効果

通常の消防車両による進入が困難な地域において、情報収集や救助活動の初動対応、後続隊の進入路確保に活躍することが見込まれる。

また、土砂災害現場や海岸敷における災害においては、走破性と機動力を活かした迅速な状況把握が可能であるとともに、大規模山林火災時には、林道等に進入し消防用ホースや可搬式ポンプ等を搬送するなど、早期に消火活動体制を確立することが見込まれる。

5 今後のスケジュールについて

- (1) 配備予定日 令和6年3月末
- (2) 配置場所 小田原消防署（予定）
- (3) 運用開始 令和6年9月（予定）

119番通報における映像通報機能の運用について

1 導入の経緯

昨今の消防防災分野におけるDXの推進に伴い、現状の119番通報に加え、災害現場状況の正確な把握や、応急手当方法の映像による伝達を可能とし、迅速な災害対応や効果的な応急手当の実現を図るため、令和5年（2023年）12月1日から映像通報機能の実証研究に着手した。

2 実証研究について

令和5年12月1日（金）から12月31日（日）までの119番通報2,377件のうち、事前に定めた条件の①意識がない傷病者、②心肺停止状態が疑われる傷病者、③現場状況を把握する必要がある事案、④現場の特定が困難な場合に該当する事案について実証研究した結果は、次のとおりである。

(1) 災害別等実施回数

災害別内訳	応急手当 画像送信	現場状況把握	現場特定	計
救急	2回	8回		10回
火災		2回		2回
救助			1回	1回
その他		1回		1回
計	2回	11回	1回	14回

(2) 実証研究によって得られた効果

ア 消防指令センターから送信した映像によって、効果的な心臓マッサージの実施方法を通報者に伝えることができた。

イ 交通事故現場の映像を消防指令センターが受信することで、視覚による現場の状況が確認でき適切な部隊運用が図れた。

(3) 実証研究によって得られた課題と対策

ア 映像通報機能の認知度が低いことから広報で周知する。

イ 映像通報機能が正しく作動するためには、通報者が持っているスマートフォン
の通信環境及び操作習熟度が大きく影響することから操作手順の動画を市のホームページに掲載する。

3 正式運用開始について

令和6年（2024年）3月からの正式運用開始に向け、実証研究を継続し、映像通報機能のより効果的な活用が行えるように運用体制の構築を進めていく。

【参考】

映像通報機能の操作方法及び周知用動画については、次のURL又はQRコードから視聴することができます。

1 操作方法動画（時間：約4分）

URL: <https://youtu.be/Km6QCG0LdfA>

※0は、数字のゼロとなります。

QRコード: 

2 周知用動画（時間：15秒）

URL: <https://youtu.be/eCu9VoV5nTw>

QRコード: 

※ 前項の【参考】1, 2の動画については確認の動画であり、今後、令和6年3月からの正式運用開始時に小田原市消防本部ホームページに掲載いたします。